

官報

号外

昭和五十九年五月十日

○第一百一回 衆議院会議録 第二十四号

昭和五十九年五月十日(木曜日)

議事日程 第二十一号

昭和五十九年五月十日

午後二時開議

第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 関西国際空港株式会社法案(内閣提出)

第三 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めめるの件

第四 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 株券等の保管及び振替に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

第六 庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

第六日

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

午後二時四分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

日程第一 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長大野深君。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野深君登壇〕

○大野深君 たいいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

その主な内容は、
第一に、日本原子力研究所の設立目的に「原子力船の開発のために必要な研究」を加えるとともに、同研究所の業務範囲に「原子力船の開発のために必要な研究」及び「原子力船」の「む」に関する業務を加えることとあります。

第二に、同研究所の業務のうち、原子力船に係る業務に関しては、内閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重して定める基本計画に基づいて行うものとするものであります。

第三に、本法の施行期日は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定めるものとする

七九五

昭和五十九年五月十日 衆議院会議録第二十四号

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

ことであります。

第四に、日本原子力船研究開発事業団法は廃止するとともに、事業団は解散し、その権利及び義務の一切を日本原子力研究所に承継させるものとするのであります。

本案は、去る三月二十八日に提出され、四月十七日当委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十九日政府から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、また、参考人より意見を聴取する等慎重な審議を行い、五月八日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、原子力船の開発のために必要な研究のあり方等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。これを許します。小澤克介君。

〔小澤克介君登壇〕

○小澤克介君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題になりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案について、反対の意見を述べます。

以下、反対とする理由の要点を申し述べます。

理由の第一は、過去における原子力船「むつ」の放射線漏れ事故の責任についての何らのけじめがつけられておらず、これをあいまいにしたままこの法案が日本原子力船研究開発事業団を原研に統合しようとする点にあります。

周知のとおり、「むつ」は、一九七四年九月、洋上における原子炉の出力上昇試験において定格出力のわずかに一・四％に達したのみで放射線漏れ事故を引き起こし、陸上実験などの十分な基礎研究を欠いたまま安易に建造に取りかかった甘さとする皆さんの露呈したのであります。さらに問題なのは、この原子炉を設計製作した三菱原子力工業

株式会社と原船事業団との契約における、原子炉等に瑕疵が発見された場合の補修工事の保証期限が、事情変更に伴う期限の延長等の措置がなされないまま、約半年前に既に期限切れとなっており、このため、「むつ」自体の建造費約七十三億円を大幅に上回る約八十八億円もの追加改修・安全性総点検補修工事費の全額を事業団が負担することになり、結局は国民の負担となったのであります。

しかも、驚くべきことに、この補修工事の保証工事期間の経過は当時の森山科学技術庁長官さえ聞かされておらず、そして同氏としてもこれを不可思議なこととしていた事実が最近の出版物において同氏自身により明らかにされており、このことは、国民には無責任で、なぜかメーカーには単に、政府の無責任ぶりを露呈するものと言わなければなりません。のみならず、本法案審議の過程で、事業団の理事者は、放射線漏れ事故の責任はメーカーにあったと明言しながら、それではなぜ損害賠償請求をしないのかと問うと、今度は一転して、責任は事業団の側にあったと言いつつ、責任を押しつけておられるなど無責任ここにきまわりと言わなければなりません。(拍手)

しかも、この間だれ一人として責任をとった者はなく、何らのけじめもつけられていないのです。もし事業団が原研に統合されるようなことになれば、事業団の地位を包括的に承継することになる原研に対し、以後はその責任追及を継続せざるを得ない事態となるわけですから。

理由の第二は、現在「むつ」についての政府の方針が示されていないままとなつていっている点にあります。

「むつ」をどうするかについての方針を明示できないまま、どっちに転んでもよい法案を提出するがごときは、国会軽視も甚だしく、またその無責任ぶりは、これまでの「むつ」に関する無責任ぶりにまさるとも劣らないものであり、決して容認できるものではありません。(拍手)

なお、「むつ」については、これを早急に廃船にすべきは言うまでもありません。商業用原子力船の実現性の見通しもないのに、メンツにこだわって出力上昇試験等を実施するだけのために、今後六百億円もの大金を投じて関根浜に新港を建設するがごときは正気のさたとは言えず、放射性廃棄物処理や廃炉技術の未確立のままに試験を強行することによる危険と費用の増大を国民が容認するはずもありません。自民党科学技術部会の方々も、賢明にも廃船の方針をお聞きしております。

理由の第三は、本法案は、原研への原船事業団の統合に伴い、原研の業務内容に研究所にそぐわない事業団的業務を押しつけ、しかも、その部分につき原子力安全委員会等の議決を不要としている点にあります。

現行事業団法が原子力船の開発を自己を事業団の目的とするのに対し、本法案は、原研の目的は、原子力船の開発のために必要な研究を行うことのみを付加しており、一見したところ、あたかも原研の研究所たる性格が維持されているようであり、他方で、業務の範囲については単に「建造された原子力船に関する業務」一般が付加され、すなわち研究業務に限定されておらず、したがって、現行事業団法と同様に、特殊貨物船である「むつ」の運航一般が行われ得ることになっております。このように、法案の文言それ自体において目的と業務内容が矛盾することは前代未聞であり、まさに欠陥法案と言わなければなりません。

さらに問題なのは、原子力船に関連する業務に關しては、前述のとおり原子力安全委員会等の議決を不要とし、その規制の外に置いていることです。これらのことは、本来研究機関である原研に事業団的性質を押しつけるものであり、原研の今後の運営に關し大きな問題を生ずるものと言わなければなりません。

以上が本法案に反対する理由の要点であります。

なお、我が党は、原子力船の基礎的研究それ自体について反対するものではありません。ただし、私は、将来において石油資源が枯渇する際には原子力船の実用化が必然的であるとすると立論には大きな疑問を抱くものであります。

なぜならば、現在、海運において最も大きな比重を占めているのははるかからぬ原油の輸送であり、また、石油資源の乏しくなつた時点で石油文明の申し子である自動車等の製品が大量に輸出されたり、その生産のための原材料を大量に輸入するといった経済構造が維持されるはずはないからです。すなわち、大量の物流を伴う現在の経済構造は、豊富ですぐれた低エントロピー資源である石油の諸特性の上に成立した人類史上極めて特殊なものにすぎず、この点の分析を欠いたまま、漠然と現在の産業構造を前提としてエネルギー源の転換のみを論ずることは愚かであると言わなければなりません。石油枯渇後の経済、社会は更新性資源に立脚した省資源型で環境負荷の少ない、精神的には豊かなが物質的にはむしろつましいものとなるはずで、そうでなければ、人類は核廃棄物のごみに埋もれて滅亡するほかはありません。

私は、我が国の科学技術政策がかかる未来についての深い洞察に基づいて行われることを切に希望するとともに、国権の最高機関を構成する本院の議員諸君がそれらにふさわしい高い見識を持ってこの問題に当たられることを切に期待するものであることを付言して、私の討論を終らるものといたします。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
 ○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関西国際空港株式会社法案(内閣提出)
 日程第三 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件

○議長(福永健司君) 日程第二、関西国際空港株式会社法案、日程第三、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。
 委員長の報告を求めます。運輸委員長福家俊一君。

関西国際空港株式会社法案及び同報告書
 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件及び同報告書
 [本号末尾に掲載]

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君 たいま議題となりました二案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
 まず、関西国際空港株式会社法案について申し上げます。

本案は、大阪国際空港の現状等にかんがみ、同空港の環境問題と航空輸送需要の増大に適切に対処するため、関西国際空港を早急に建設する必要があります。民間活力の導入に留意しつつ、その事業主体として特殊法人たる関西国際空港株式会社を設立し、これに空港の設置及び管理等を行わせようとするものであります。

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

その主な内容は、
 第一に、関西国際空港株式会社は、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とし、同空港を、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面に設置するものとすること、

第二に、同会社は、同空港及び航空保安施設並びに空港ターミナル施設等の建設及び管理等を行うこととする。また同空港及び航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならないこと、
 第三に、政府は、同会社の発行済み株式の総数の二分の一以上の株式を保有するとともに、地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、同会社に対して出資することができること、
 第四に、政府は、同会社に対する無利子貸し付け、債務保証、税制特例等の助成措置を講ずることとするほか、配当の特例、国庫納付金、同会社に対する監督、会社の設立手続等について所要の規定を設けること等であります。

本案は、三月二日本院に提出され、四月五日の本院議において趣旨説明を聴取し、同日本委員会に付託されました。
 本委員会におきましては、翌六日細田運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、十三日から質疑に入り、十七日参考人の意見聴取、十八日委員派遣、さらに、二十七日に、地方行政委員会、建設委員会、環境委員会、交通安全対策特別委員会の四委員会と連合審査会を開くなど慎重に審査を行いました。

その間に行われた質疑の主な事項を申し上げます。同空港の事業主体のあり方、地方公共団体等の出資、起債等に対する財源措置、収支採算見込み、環境監視及び空港運営に關する協議会等の設置、アクセス等の地域整備、道材適所の人材起用、現大阪国際空港の存続問題等多岐にわたっておりますが、その詳細につきましては委員會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、五月八日質疑終了後、討論に入り、またところ、自由民主党・新自由国民連合の中馬弘毅君、公明党・国民会議の森田景一君及び民社党・国民連合の中村正雄君から、本案に賛成、日本社会党・護憲共同の小林恒人君及び日本共産党・革新共同の辻第一君から、本案に対し反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案外一案

〔賛成者起立〕
 ○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
 次に、日程第三につき採決いたします。
 本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

日程第四 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第五 株券等の保管及び振替に關する法律案(内閣提出、參議院送付)

なお、本案に対し、政府は本法施行に当たり、関西国際空港株式会社に対し適切な指導を行うべきである旨等の附帯決議が付されました。
 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件について申し上げます。
 本件は、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局と陸運局を統合して、北海道に北海道運輸局、宮城県に東北運輸局、新潟県に新潟運輸局、東京都に関東運輸局、愛知県に中部運輸局、大阪府に近畿運輸局、広島県に中国運輸局、香川県に四国運輸局、福岡県に九州運輸局、また、神戸市に神戸海運監理部をそれぞれ設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。
 まず、日程第二につき採決いたします。
 本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
 株券等の保管及び振替に關する法律案及び同報告書
 [本号末尾に掲載]

○中西啓介君登壇
 ○中西啓介君 たいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

七九七

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

初めに、調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、調和ある対外経済関係の形成を図るため、関係法律の一部を改正しようとするもので、その主な内容を申し上げますと、

第一に、国際復興開発銀行、国際開発協会及びアジア開発銀行の円滑な事業活動の継続を図るため、その増資を行うことに伴い、我が国が国際復興開発銀行に対し総額六億六千二百四十万協定ドル、国際開発協会に対し総額五千三百三十五億九千八百五十七万円及びアジア開発銀行に対し総額十二億三千三百七十五万協定ドルの追加出資をそれぞれ行うため、規定の整備を図ることとしたしております。

第二に、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限につきまして、本国における法制度等を考慮して、弾力化することとしたしております。

第三に、非居住者による対内不動産投資につきまして、その自由化を行うべく手続を改正するとともに、非居住者である個人等による株式取得に関する指定会社制度を廃止するほか、対内直接投資に関し規定の整備を行うこととしたしております。

第四に、日本輸出入銀行の輸入金融の貸付相手方に外国法人を加え、その機能の充実を図るとともに、余裕金の運用方法として、新たに外国通貨をもって表示される預金等を加えることとしたしております。

また、財政法第四條第一項ただし書き等の規定により発行する外貨公債につきまして、発行地の法令または慣習によることができることとする等所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が本法律案の概要であります。本案につきましては、四月二十七日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日質疑を

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案の一部を改正する法律案外一案 昭和五十六年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)外七件

行い、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

次に、株券等の保管及び振替に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国証券市場の現状にかんがみ、株券等の保管及び受け渡しを抜本的に合理化し、株券等の流通の円滑化を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、

第一に、この制度の対象となる株券等の保管及び振替を行う保管振替機関について所要の規定を設けるとともに、これをその事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人の中から主務大臣が指定することとしたしております。

第二に、従来の株券等の受け渡しにかかわって、投資家は証券会社等へ株券等を預託し、証券会社等はこれらを保管振替機関に再預託することにより、その後の売買取引や担保取引は、保管振替機関や証券会社等に備えられる帳簿上の振替によって行うことができる旨の規定を設けることとしたしております。

第三に、預託された株券は、形式上すべて保管振替機関の名義に書きかえられるため、これを預託した株主は、発行会社が作成する実質株主名簿に基づいて、その株主権を直接行使する旨の規定を設けることとしたしております。

なお、個々の投資家が本制度を利用するかどうかは任意となっております。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十日大蔵委員会に付託され、同月二十七日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日九日質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総額調査(その2)

○議長(福永健司君) 日程第六、昭和五十六年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その2)外五件(承諾を求めるの件)、日程第七、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)、日程第八、昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総額調査(その2)、右八件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長横山利秋君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 ただいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず第一に、予備費等について申し上げます。これは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

そのうち、昭和五十六年度分の予備費は、昭和五十七年一月から三月末までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、災害対策費及び国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等二十一件で、その金額は九百八十四億七千六百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰り入れに必要な経費等七特別会計の十件で、その金額は合計七百三十七億四千四百円余であります。

また、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額は、郵便貯金特別会計における支払利息に必要な経費の増額三百三十三億七千七百円余であります。

次に、昭和五十七年度分の予備費は、同年度内に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、災害対策費及び雇用保険の求職者給付に対する国

日程第七 昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

日程第六

昭和五十六年度一般会計予備費使用総額調査(その2)
昭和三十七年度特別会計予備費使用総額調査(その2)
昭和三十七年度特別会計予備費使用総額調査(その2)
昭和三十七年度特別会計予備費使用総額調査(その2)
昭和三十七年度特別会計予備費使用総額調査(その2)

(承諾を求めるの件)

庫負担金の不足を補うために必要な経費等四十七件で、その金額は一千二百二十五億八百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰り入れに必要な経費等十特別会計の十四件で、その金額は合計一千三百八十六億二千九百万円余であります。

また、昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額は、郵便貯金特別会計における支払い利子に必要な経費の増額等五特別会計の七件で、その金額は合計七百五十七億四千六百万円余であります。

第二に、決算調整資金について申し上げます。これは、決算調整資金に関する法律の規定に基づき、国会の事後承諾を求めため提出されたものであります。

すなわち、昭和五十六年度におきましては、予見しがたい租税収入の減少等により、一般会計の歳入歳出の決算上二兆四千九百四十八億九百万円の不足を生ずることとなりましたので、決算調整資金に関する法律の規定により、これを補てんするため、同資金からこれに相当する金額を一般会計の歳入に組み入れたものであります。

第三に、国庫債務負担行為について申し上げます。本件は、昭和五十六年発生河川等災害復旧事業費補助につきまして、百五十六億二千七百万円を限度として債務負担行為をすることとしたものであります。

以上の各件は、昨五十八年十二月二十八日、それぞれ委員会に付託されました。委員会におきましては、昨五月九日各件について大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

同日質疑終了後、討論に付しましたところ、自由民主党・新自由国民連合は各件に賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び社会民主

昭和五十九年五月十日 衆議院会議録第二十四号

連合は、国庫債務負担行為に賛成、これを除く各件に反対、民社党・国民連合は、決算調整資金に反対、これを除く各件に賛成、日本共産党・革新共同は、昭和五十六年度一般会計予備費(その2)、昭和五十七年度一般会計予備費及び昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額並びに決算調整資金に反対、他の各件に賛成の意見をそれぞれ表明されました。

次に、採決の結果、予備費等各件及び決算調整資金は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

また、国庫債務負担行為については、全会一致をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。まず、日程第六の六件中、昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)、昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書及び昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第六のうち、昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)及び昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求める件) 外七件 電波法の一部を改正する法律案 日本電信電話株式会社法案外二案についての奥田郵政大臣の趣旨説明

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本件の委員長報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

日程第九 電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第九、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長志賀節君。

電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔志賀節君登壇〕

○志賀節君 たいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局の運用要件等を整備するとともに、我が国内外の国際化の進展にかんが

み、無線局の開設に関する外国性排除を緩和することにより、相互主義を前提として、外国人等にも陸上を移動する無線局等の開設を認めるほか、電波法関係手数料について、その上限額が法定されていることを改め、具体的金額は政令に委任すること等、その他所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る三月二日当委員会に付託され、四月十九日奥田郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五月九日質疑を終了いたしました。

本案に対し、日本共産党・革新共同佐藤祐弘君から、電波法関係手数料の額を政令委任とする案項を削除することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、討論の申し出もなく直ちに採決の結果、同修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本電信電話株式会社法案(内閣提出)、電気通信事業法案(内閣提出)及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣奥田敬和君。

電波法の一

七九九

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本電信電話株式会社法案外二案についての奥田郵政大臣の趣旨説明

八〇〇

〔國務大臣奥田敬和君發壇〕

○國務大臣(奥田敬和君) 日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、日本電信電話株式会社法案につきまして申し上げます。

この法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕
第一に、日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業を営むことを目的とする株式会社であるとしております。

また、会社は、国内電気通信事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができることとしております。

第二に、会社の責務といたしまして、会社は、その事業を営むに当たって、常に経営が適正かつ効率的に行われるよう配慮し、国民生活に不可欠な電話の役割を適切な条件で提供することにより、当該業務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならないこととしております。

第三に、会社の株式につきましては、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有していなければならないこととしてお

ります。

また、政府の保有する会社の株式処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないこととしております。

なお、外国人及び外国法人等は、会社の株式を保有することができないこととしております。

第四に、新株の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画、それに重要な設備の譲渡につきましては、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督について所要の規定を設けることとしております。

第五に、郵政大臣は、新株の発行、定款変更等の決議、事業計画、重要な設備譲渡についての認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないこととしております。

第六に、附則において、政府は、会社の成立の日から五年以内、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを定めるとともに、会社の設立及び日本電信電話公社の解散に關し所要の経過措置等を定めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

次に、電気通信事業法案につきまして申し上げます。

電気通信事業は、国民生活及び国民経済の維持発展に必要不可欠な電気通信役務を提供する事業であって、我が国が二十一世紀へ向け高度情報社会を形成していくための基盤的役割を担うものであります。

性にかんがみ、事業運営を適正かつ合理的なものにすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保し、及びその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発展を図ろうとするものであります。

次に、法律案の概要を御説明申し上げます。

その内容の第一は、総則的事項といたしまして、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止を規定するとともに、利用の公平及び重要通信の確保について定めております。

第二に、電気通信事業を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業とに区分してあります。

このうち、第一種電気通信事業につきましては、電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと等、事業の安定性、確実性を確保するため、事業の開始を郵政大臣の許可に係らしめてあります。また、その料金については、国民生活、国民経済に重大な影響を及ぼすものでありますので、利用者にとって適切なものであるよう認可に係らしめてあります。

また、第二種電気通信事業につきましては、多種多様な通信需要に応じた電気通信役務の提供が予想される分野でありますので、原則として届け出で事業を開始できることとしております。ただし、特別第二種電気通信事業、すなわち、不特定多数を対象とする全国的、基幹的、事業及び外国との間の事業につきましては、この社会的、経済的重要性にかんがみまして適切な業務運営が行われるよう、事業の開始を郵政大臣の登録に係らしめてあります。

第三に、第一種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業につきましては、事業を営む上で最も基本となる電気通信設備について、国が一定の技術基準を定め、良質かつ安定的な電気通信役務の提供を確保するとともに、端末設備について、円

滑な電気通信が行われるよう一定の技術基準を定めた上で、利用者が自由に設置できることとしております。

第四に、第一種電気通信事業において事業遂行上必要となる土地の利用等について所要の措置を講ずることといたしております。

第五に、郵政大臣が事業の許可、料金の認可等この法律に基づく重要な処分をしようとする場合には、審議会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならぬこととしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日といたしております。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社法の施行に伴うものとしていたしましては、電信電話債券に係る帶給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止するほか、関係法律の主な改正といたしまして、
第一に、日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社の名称を引用している関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等所要の改正を行うこととしております。
第二に、日本電信電話公社が改組され日本電信電話株式会社になった後も、引き続き共済制度を適用することとし、これに伴い、関係法律について所要の改正を行うこととしております。
第三に、会社の労働関係については、労働三法

によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととするともに、調停に関する暫定的な特例措置を定めるため、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

次に、電気通信事業法の施行に伴うものとしたしましては、電話設備負担臨時措置法を廃止するほか、関係法律の主な改正といたしまして、

第一に、公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信業務等の用語を引用している関係法律につきまして、引用部分の削除、用語の変更等所要の改正を行うこととしております。

第二に、有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定につきましては、所要の改正を行うこととしております。

また、以上の関係法律の廃止及び改正とあわせて、所要の経過措置等を定めることといたしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することといたしております。

以上、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

日本電信電話株式会社法案(内閣提出)、電気通信事業法案(内閣提出)及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(勝岡田清一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。鈴木強君。

○鈴木強君 私は、日本社会党・護憲共同を代表

して、ただいま議題となりました電気通信事業改革三法案に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

質問の第一は、なぜ現行公社制度を廃止してその経営を会社形態に移行させるのか、その理由を明らかにしていただきたいのであります。

この三法案は、我が国の電気通信事業を効率化し活性化するためにいうことで、現行公社制度を株式会社に変えて、電気通信事業の全分野に競争原理を導入しようとするものであります。しかし、強度の公共性や通信の秘密の確保、社会的生活、生産基盤の充実、通信の公平なサービスの提供等、国民経済、利用者、国民の立場に立って考えてみると、積極的利益を見出すことはできません。しかも、政府は、国民共有の財産である電気通信事業を売却することによって多額の利益を得ようとしているのであり、同時に、株式の公開によって私的資本の電株の買い占めを可能にし、将来性の十分ある電気通信事業を私的資本の支配のもとに置こうとしているのであります。

また、利益の上がる地域への新規参入を認めることになっておりますので、不採算地域へのサービス提供義務を持つ新電通会社においては、あまねく公平なサービスの提供や適正な料金制度の維持が困難となる可能性が強くなり、利用者国民は、近距離、市内通話料金的大幅上げやサービスの格差、ダイヤルの複雑化など負担の増大、不便の拡大を受けることは必至であります。このことは、今回の私たちの米國と英國の電気通信事業調査の結果からもはっきりと確認できるのであります。

そもそも我が国の電信事業は明治二十二年十二月に、電話事業は明治二十三年三月にそれぞれサービスが開始されたのでありますが、その都度事業の民営化が粗上りし、論議が囁かれたことは事実であります。しかし、当時の先覚者榎本武揚先生や前島密先生の主張された、電気通信事業は公共性が極めて高いこと、都にひなにあまねく公平にサービスを提供すべきであること、通信の秘密は絶対に守られなければならないこと、電気通信事業は我が国の政治、経済、文化の先駆的的使命を担うものであること、したがって本事業は利潤と目的とする民間経営にすることはできないとする先見性ある英知と勇断によって、この事業は政府がこれを専掌するということとなり、自來今日まで、実に星霜百十七年間、終始一貫国有国营ないし公共企業体として経営されてまいりましたのであります。(拍手)

今日の我が国の電気通信事業は、先人の御苦労と電通公社発足後の六次にわたる長期拡充計画が全職員的一致協力したとうと努力によって見事に実り、電話の加入者数は四千三百万に達し、また、申し込めばすぐく電話、全国どこへでもすぐ通ずる電話の二大目標を達成し、加えて世界最高の技術水準に達するとうと偉大な業績をつくり上げたのであります。また最近では、長期におよぶ研究の結果開発された光ファイバー回線や衛星通信を利用し、高度情報化社会に即応する新しいINSサービスの形成に向けて、そのモデルシステムは現在順調に建設が進められているのであります。

確かに、現行公社制度には多くの不備欠陥があり、特に当事者能力が欠如して、業務の軌道の運営と職員に対する待遇の改善が適切にできなかったことは、今日まで幾たびか指摘されてきたところであります。

したがって我が党は、公社制度から離れるとするならば、その新事業体は臨調が言うような新規参入、分離、分割、民営移行ではなく、国民共有の財産にふさわしい特別立法に基づく民主的な特殊法人とすべきであると主張し、再三にわたる政府に強く要求し続けてきたのであります。その結果、事業の分割を行わなかったことは評価いたしますが、効率化の最優先、公共性の軽視を初め、我々の主張する基本的経営主体のあり方については全くこれを無視し、拙速に結論を出したことは極めて不満であり、我が党は本改革三法案には反対でございます。

以上申し上げました諸点に対して、総理の明確なお答えをいただきたいのであります。(拍手)

第二は、電気通信事業法案により、我が国の電気通信事業は第一種と第二種の二つに分類され、第一種については新規参入を認め、いずれも許可制となり、第二種については届け出ないし登録制としていますが、特に登録制としての具体的事項を郵政省令にゆだねていることは納得できません。また、外資規制については、新電通と国際電通は外国人等は保有できないことになっていますが、その他の第一種事業については外資比率を三分の一未満としていますが、特別第二種事業については、当初二分の一としてあったものを単に貿易摩擦の解消という立場で全面自由化したことは重大問題であり、今後我が国の通信主権の確立、さらにVAN事業の発展に重大な悪影響を及ぼすことは明らかと言われなければなりません。当初の郵政省案を変更しなければならなかったのはなぜか、また、この点につきましては、郵政、通産両省の対立や、マンスフィールド米駐日大使の安倍外務大臣訪問等いろいろと報道されておりますが、真相をこの際明らかにしていただきたいのであります。

第三は、新電通会社は、当面株式を政府が全額保有することになっておりますので、事実上政府の一人株主となり、商法上の株主総会を開くことができないと思えます。そうなれば、経営は完全な密室状態に置かれることになり、公共性の強い事業体として民主的な公的コントロールをどのようにするのか、政府のお考えをはっきりとさせていただきたいのであります。

第四は、政府の統制であります。許認可、政令など、政府の規制と拘束はおびただしいものがあります。臨調答申では、政府の規制を必要最小限度にとどめて経営の自主性を認めることが事業の活性化のために必要だと指

日本電信電話株式会社法案外二案についての奥田郵政大臣の趣旨説明 日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明 対する鈴木強君の質疑

摘してはありますが、今次法案では、現行制度よりむしろ規制が強まっているとさえ言えます。このようになことで経営の当事者能力が保障されるとは到底思われません。また、許認可等のために要する事務も相当量になると考えられます。これでは臨調答申の趣旨にも逆行すると思いますが、行革推進を政治生命とされている総理としていかがが考へになりますか。

新電電会社は、事業計画について郵政大臣の認可を受けなければならないとされていますが、この事業計画の内容についてはできる限り簡素なものとし、いやしくも予算統制的なものにならないよう経営の自主性を高めるべきであると思っております。また、この点に明らかにしていただきたいのであります。また、このことにつきましては、大蔵大臣との協議が必要になっていきますので、竹下大蔵大臣からもお答えをお願いいたします。

さらにまた、第一種事業の料金は郵政大臣の認可を要することになっていきますが、基本的なサービスについては、その公共性から見て料金決定原則を法定し、料金水準については認可を受けるとして、その他の料金については公正競争を確保する立場からも新事業体に任せるべきだと考えますが、政府の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

第五は、新会社の株式における政府保有株式の処分については、「その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲でなければならぬ」となっていますが、各年度ごとに株式をどの程度放出する予定なのか、同時に、「政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない」としてありますが、この三分の一以上の株式保有の上限は幾らを考えているのか、また、このことが新電電に対する政府の介入を強めることにならないかどうか、明らかにしていただきたいのであります。また、現在、電電公社の資産総額は幾らになっておりますか。会社設立時の資本金の規模は幾ら

を予定してありますか。また、株式配当はどの程度を見込んでいますか。政府は保有株式への配当益をどのように処分するつもりでございませうか、お答えをお願いします。

第六は、電報事業は、経過措置として当分の間、新電電と国際電報のみがこれを行うことができるようになっていきますが、重要な電気通信事業の一翼である電報事業を第一種とみなしてどうか、当分の間とか、極めて軽く扱っていることは絶対承服できません。郵政大臣の御所見を承りたいのであります。

第七は、新会社の取締役と監査役の選任及び解任は郵政大臣の認可を受けなければならないと思ひますが、取締役の数は何人を考えているのか、明らかにしていただきたいのであります。第八は、新電電会社法については成立の日から五年以内、また、電気事業法については施行の日から三年以内それぞれ検討を加え、必要な措置を講ずるとしてありますが、「必要な措置」とは一体何か、明確にしたいのであります。

第九は、事業法案では、複数の事業者を対象とし、競争状態が存在する以上、独禁法の適用を除外する必要はないと思ひますが、無原則な競争が電気通信事業全体を混乱状態に置くことは、米国の例を見て間違いないことと思ひます。新電電会社においては、基本的なサービスやネットワークなど一元的運営分野に対する独禁法の適用除外と、会社移行後も事業の分離、分割はしないことを明確にすべきであると思ひますが、総理の御所見を承りたいのであります。

第十は、労働基本権、すなわちストライキ権についてであります。この問題は、国際的な趨勢からしても、法律で何らかの規制を加えようとする政府の姿勢は前時代的であり、極めて問題があると考えます。いろいろ御配慮をいただきましたが、この点につきましては坂本労働大臣の明確な御答弁をいただきたいのであります。最後に、この三つの電電改革法案は、今後にお

ける我が国の電気通信事業の運命を決める極めて重要な法案であります。このような重要法案を、今国会への法案提出締め切り期日を過ぎて提出したことは明らかに政府の約束違反であります。加うるに、VAN論争の決着と政策運営の不手際が各方面から大きな批判を受けたことを総理はどうか反省されておられますか。現在、私の手元に一千万人に上る本法案に反対する請願署名が届けられています。この三法案は、これら国民の意見を踏まえ、十分時間をかけて慎重に審議を進め、悔いを後世に残すことのないようにすべきだと確信いたします。

以上、私は、政府が国家百年の計を誤ることのないよう心から憂い、中曾根総理以下の誠意ある答弁を重んじて要求し、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 鈴木議員にお答えをいたします。〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 鈴木議員にお答えをいたします。まず、現行公社制度を廃止して、株式会社形態に改正する理由いかんという御質問でございませう。今までの一元的運営を電気通信事業についてとってきたのでありますが、近年は新しい通信メディアが次々と実用化され、また、国民の需要も高度化され極めて多様化されつつある状態でありまして、必ずしも単一の事業体だけで行うことが適当でないという状況になってきております。特に、高度情報社会への先導的役割を果たしていくためには、ある意味において競争体制への政策転換を図って、そしていろいろな事業体が参画し、かつ競争し得るようになることが国民に対するサービスをさらに向上せしめる、さらにまた事業自体を効率化せしめる、そういう点が十分考えられることになったのであります。このような考えに立ちまわして経営形態の変更を考え、これは臨調答申の線に沿った形で進めておるものであります。

次に、現行制度に比べて許認可あるいは政令、省令などの規制が著しくなっているのではないかと御質問でございませうが、事実は逆でありまして、現行制度では、電電公社以外の者が電気通信事業を営むことは一切禁止されております。また、電電公社の事業運営につきましても、予算、給与あるいは役員提供等あらゆる面で厳しい規制が行われておるのであります。今回の制度改正は、これらの規制を廃止して、新しい電電公社やあるいは新規参入事業者の自由な事業活動を保障し、経営の自主性を十分に発揮するようにしたものでございまして、今までのものとは質的にも異なつたものにするのであります。これまた臨調答申の線に沿つて行つておるものであります。

次に、独禁法との関係及び事業の分離、分割に関する御質問がございました。電気通信事業の分野におきましては競争原理を導入するという必要性から本法案を提出しておるものでございまして、当然独禁法の適用を受けるべきものであります。なお、しかし、新電電会社の分離、分割の問題につきましては、例えば分離のような問題でしたら、データ通信等において必要に於いて考えられることもあり得ると思ひます。分割の問題につきましては、これは大きな事業体でもあり影響するところもあり得るから、事業の推移をよく見まして慎重に対処していきたいと考えております。

次に、労働基本権に関する御質問がございました。新会社の労働関係につきましましては、労働三法を適用して争議権を認めようとするものでございませうが、事業の重要性にかんがみまして、迅速な労使紛争の処理を図るため、暫定的に調停手続に特例を設けようとするものでございませう。

次に、法案提出の時期が非常に早くおられたのではないかと御質問でございませう。日本電信電話株式会社法案及び電気通信事業法案につきましては四月十日、日本電信電話株式会

社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては四月十六日、それぞれ国会へ提出いたしました。当初予定よりおくれまされたことは甚だ遺憾であります。しかし、これは今回の法体系の改革が明治二年以来突に百十五年目に及ぶ有史以来の大改革でもあります。この改革が非常に多方面にもわたりますために調整に手間が取られまして、それだけおくれまされたことは甚だ遺憾でございます。

次に、この法案に対する取り扱ひについて御質問をいただきました。

この三法案は、電気通信が国民利用者の多様化のニーズにこたえ、かつ二十一世紀に向けて高度情報社会への先導的役割を果たしていくという新しい体系づくりの基礎となるものであります。この意味におきまして、この三法案は、高度情報社会を迎える今日におきましては、考えられる最も適切な法案であると確信いたしまして、速やかに御審議の上成立あらんことを希望するものであります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣奥田敬和君登壇〕

○国務大臣(奥田敬和君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別第二種事業を登録制にしたことに対する考え方でございます。

不特定多数のユーザーを有しまして全国ネットワークを形成する特別第二種事業は、余り規制が強過ぎると自由な競争に対する抑止力となるおそれもございます。他方、社会経済的に非常に大きな影響を有する特別第二種電気通信事業を全く自由にしてしまふということも、通信の公共性確保の観点から問題があると判断した次第でございます。したがって、参入の条件を明確にする趣旨から、登録制とすることによって、一定の適格性を有する者であれば自由に参入できるように努力したところでございます。また、登録の要件は法律上明確に定められておりまして、御指摘のように具体

的事項まで郵政省令にゆだねているようなことはございません。

次に、特別第二種事業者に外資規制を外したのなぜかという御指摘でございます。

我が国の企業の最近の技術開発力、適応力から見て、外資参入をもし認めたいと思つては、我が国の電気通信市場というものが外国産業界に席巻されるようなことはなくて、むしろ内外無差別の競争のもとで外国企業も含めてやるのが、我が国の電気通信事業の健全な発達に資するものではないかろうか、最終需要者、ユーザーにとっては安くてかつ良質なサービスを受けられるものであるという考え方のもとに立って、外資制限を設けないことを決断した次第でございます。

なお、新会社の株式が政府全額保有のために株主総会が開かれぬことになるんじゃないか、設立委員は何人になるかという御質問でございます。

この新会社は、設立時確かに株主は政府一人でございます。しかし、これは一時的な現象でございます。また、株主総会開催は形式的には可能でございます。したがって、商法の特則を設けて株主総会にかかわるものは今のところ考えておりません。また、設立委員は会社法制定後任命するものでございます。委員の数については、従来の特殊会社設立の例等を参考に決定したいと考えておりますけれども、現段階では、具体的に人数を御指摘でございましたけれども、固めるまでに至っていないというところでございます。

次に、事業計画の認可に当たってできるだけ自主性を高めさせなければいかぬじゃないかという御指摘でございます。

公社形態から新会社への移行によりまして、当然予算統制は廃止されます。また、事業計画の内容容についても予算統制的なものにならないように十分配慮してまいりたいと思っております。次に、第一種事業の料金についてでございますけれども、この料金は国民の日常生活には非常に関係がございます。産業経済活動に及ぼす影響も

大きゅうございます。そういった主要サービス料金については、決定原則を法定するとともに、料金水準を郵政大臣認可に係らしめておりますけれども、その他の付加、付随的なサービス料金については新会社に任せて認可の対象にしないことについてしております。

次に、新会社の株式処分は各年度ごとにどの程度放出するのかという御指摘でございます。処分は当然に当たります。その限度数は国会の議決を経るといふ手続をとって対処することにしておりますが、具体的な処分計画は今後の検討課題として処理すべきものと認識をいたしております。

政府保有株式が三分の一以上、上限は幾らか、あるいは株式保有は政府の介入を強めることにならないかという御指摘でございます。

政府の株式保有は三分の一以上で明定してございまして、法律上の上限はありません。次に、政府株式保有に伴う政府介入についてでございますが、政府が常時三分の一以上の株式を保有する義務を負わされておることになっております。根拠は、新会社の公共的役割の重要性でございます。そしてまた、この巨大な新会社が、特定の者に経営が支配されたり株主権が乱用されたりすることのないように、会社に対する政府の実効的支配を確保することによっておるのでございまして、新会社の事業運営に対して介入を強めるといふ趣旨ではございません。御理解を願います。

現在の公社の資産総額は幾らか、新会社の資本金規模は幾らかという御質問でございます。

電電公社の現在の純資産は、昭和五十七年度末で約四兆六千億円でございます。また、新会社の資本金は、新会社発足時に電電公社から継承する純資産の範囲内で資産の性格、内容を十分吟味した上で、配当負担等も勘案をいたしまして、適正な規模で決定される必要があると考えております。しかし、これらの件は、いずれにしても制度上設立委員会を設けまして決めるべきものでござい

すので、現時点において私から申し上げることを遠慮させていただきます。

次に、株式の配当見込み及び株式売却益の処分方法は、いかんという御指摘でございます。

配当は、新会社の経営内容やあるいはその見通しが明確になる中で、新会社の意思によって具体化していくことは当然でございますけれども、目下の時点においては私からお話しする段階ではございません。ただ、政府保有株式の配当益をどう処分するかということについては、株式売却益の使途の問題とあわせて、関係の向きと検討してまいりたいと思っております。

法案では電報事業の取り扱ひが軽過ぎると思ふがどうかという御指摘でございます。

しかし、電報事業は、鈴木議員の御指摘のように、今日においても国民生活にとって欠かすことができない役割を果たしております。ところで、他方、電報事業は、人力依存度が高いという特質から、電信電話事業の中にあつては大変大きな赤字を出していることも事実でございます。そしてまた、利用構造を含めて大きく変化していることも御理解いただけたらと思つております。したがって、今後の電報事業のあり方については見直す必要がございます。しかし、その結論が得られるまでは、従来どおり、電電公社が新会社に受け継がれても電電新会社並びに国際電電に行わせることが適当であるとの判断のもとに、電気通信事業法の附則でも所要の措置を講じておるのでございまして、電報事業の重要性につきましては、十分認識しておるところであることを強調いたしておきたいと思つております。

なお、新会社の取締役の数は何人が適当かという御指摘でございますが、取締役の数は、新会社の事業規模等を勘案いたしまして、ほかの特殊会社もございまして、民間会社の制度の例も参考にいたしまして決定されるものと考えておりますけれども、これらは、先ほどから申しましたように、

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明に對する小谷輝二君の質疑

八〇四

設立委員において決めるべきものでございまして、現段階において私から申し上げることは遠慮させていただきます。

次に、新電電法案における見直し規定中の「必要な措置」とは何かということでございます。

今後の会社経営の効率的な経営のあり方々々総合的に検討を加えた上で所要の措置を講じていくということでございますけれども、具体的な「必要な措置」の内容につきましては、会社法を施行いたしました新会社になりましたから、果たして競争原理が働いて健全な市場構造ができるかどうか、そういった変化等を慎重に検討の上で、もちろん、最終の需要者である国民、ユーザーである国民に対して、安くて良質でかつ確実なサービスがいかに確保されるかを基本として考えていくと思っております。現時点において予断することとは困難でございますので、この程度の説明にさせていただきます。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 私に對する御質問は、大蔵大臣との協議事項のことについてでございます。

郵政大臣からお答えがございましたが、まず事業計画の認可等政府の関与は、他の類似の特殊会社に対する関与のあり方等も配慮しながら、必要最小限にとどめることとしておるところであります。御提案しております電電株式会社法では、新会社の事業計画についての郵政大臣認可に当たって大蔵大臣協議が必要となっておりますが、事業計画及びそれに添えて提出されますところの書類がどのようなものになりますでしょうか、これによって新会社の弾力的な運営が阻害されることはないようにすべきである、このように考えております。(拍手)

〔國務大臣坂本三十次君登壇〕

○國務大臣(坂本三十次君) 民営化後の新会社に關して、ストライキ権を法律で何らか規制をするということとは問題ではないかと御質問であり

ました。

新会社の労働関係については、基本的には労使の自主的な信頼と努力にゆだねることとしたしております。労働三法を適用して争議権を認めるものとしたしております。しかしながら、新会社が行う電気通信事業が公益上極めて重要でありまして、公労法の適用から労働三法の適用へと、その労使関係の法的基盤が大きく動くときでありま

す。そういう関係上、特に迅速な労使紛争の処理を図るために暫定的に調停手続に特例を設けようというわけでございまして、他意はございません。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 小谷輝二君。

〔小谷輝二君登壇〕

○小谷輝二君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに同二法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に對し若干の質問を行うものでございます。

言うまでもなく、提案されました電気通信制度の改革は、明治以来百十四年一貫して続いてまいりました我が国の電気通信政策を根本から改変しようとするものでございます。したがって私は、まず、我が国の電気通信政策の改革に当たって、総理がどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

私は、今後の電気通信政策を論ずる場合、端的に言って、次の視点を欠いてはならないと考えるものでございます。

それは第一に、これまで電気通信政策の柱であり、今国民生活や福祉の担い手となっている電話サービスを、これまでどおり公平、正確、低廉に提供しなければならぬという点でございます。

第二は、高度情報社会の到来に對して、我が国の電気通信政策はいかにあるべきかということでございます。第三は、臨調答申にあるごとく、現

在の電電公社の経営意識の欠如、設備の過剩等、非効率また非効率率をどのように克服するかということでございます。

こうした視点を踏まえて、総合的に二十一世紀に及ぶ電気通信政策が論じられなければならないと考えるものでございます。行政改革の名のもとに民営化を先行させ、結果として拙速主義にもし陥ることがあるとするならば、将来に重大な禍根を残すことになると言わざるを得ないのであります。総理は、こうした基本的な認識をお持ちなのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

私は、こうした視点を前提に、以下、基本的な問題について何点かお伺いをさせていただきます。

第一は、電電公社の民営化及び電気通信事業の自由化によって、国民生活、福祉の向上、災害対策にとつて欠かすことのできない電話サービスが、今までどおり確保できるのかどうかということとであります。

電話料金について言えば、東京―大阪間のような一部の市外区間が競争によって値下げされたとしても、市内通話や過疎地域の料金値上げを招くのではないかと懸念があります。電電公社では、既に市内通話料金の値上げを検討していると聞かれております。主に新規企業の参入が予想されている産業用需要の大きい一部市外区間の料金を競争によって値下げされれば、新電電はその収入の減少を生活圏の市内通話料金の値上げによって補わざるを得なくなるのではないかと、もしそうならば、国民の反発を受けることは必至であります。何のための改革か、だれのための改革なのか、疑問であると言わざるを得ません。

総理は、今回の制度改革によって、市内通話や過疎地域の料金値上げは絶対にあり得ないと確約できるのかどうか、明確なお答えを求めたいのであります。(拍手)

電話事業に競争が持ち込まれるならば、採算のとれない部門への設備投資や研究開発費が抑制さ

れ、福祉や災害対策等の電話サービスの低下を招くことが懸念されております。この点、絶対にそうではないと断言できるのか、あわせて御答弁をお願いするものであります。

次に、第一種電気通信事業に對し、実質上競争の原理が働くような新規参入があるのかどうかについては議論の分かれるところでありまして、電電公社を民営化する一方、万が一、第一種電気通信事業へ効果ある新規参入がなかった場合、巨大な民間企業をつくるだけで、公社改革の意味が半減される結果になることは明らかであります。そうならば、将来、日本と米国とは法制度が異なるといえども、AT&T、アメリカ電話電信会社に見られるように、企業の分割という事態を余儀なくされ、経営の非効率を招き、結局利用者に不便をかける上料金の値上げにつながるものが、新電電についても懸念されるわけであります。

総理は、第一種電気通信事業に對し、事実上競争の原理が働くような新規参入があると考えておられるのかどうか、もしもそのような効果的な新規参入がなかった場合、どのような対応をされるのか、お伺いするものであります。

質問の第二は、高度情報社会への移行という時代の変化にいかに対応すべきかという点であります。電気通信政策を大改革するのであれば、まず政府は、高度情報社会の展望を国民の前に示すべきであります。ところが政府は、電気通信審議会から電気通信システムの高度化に関する長期指針を策定すべきであるとの答申を受けながら、いまだにその長期指針を示していないのであります。総理は、この長期指針はいつ示されるのか、御答弁をいただきたいのであります。

次に、VAN事業については、全面的に自由化が急がれております。それは、通信回線利用の自由化と端末機器の自由化であり、さらに言えば、それと関連して電電公社のデータ通信本部の分離であります。それであるならば、現在の段階にお

お

いて電電公社の民営化を急ぐ必然性がいかなる理由であるのか、その点疑問を持たざるを得ないのであります。納得のいく御答弁を求めるものであります。

総理も御承知のとおり、国鉄の場合、国鉄再建監理委員会が設置され、現在その改革の方向が検討されております。私は、電電公社の改革についても、電気通信行政が国家の神経ともなる重要なものと考えれば、国鉄の改革と同じようなもの、むしろそれ以上の慎重な過程を踏むべきであると考えますが、なぜそのような手順を踏もうとされないのか、御答弁を求めるのであります。私は、電電公社の民営化を真向から否定するものではありません。確たる将来の展望を持たないまま、経済合理主義を追求し、民営化という名のみにしてしまふことは、その公共性、公益性から見て、拙速のそしりを免れることはできないと言わざるを得ないのであります。

質問の第三は、電電公社の経営形態の変更と行政改革との関係性についてであります。経営形態を変え、民営化すれば公社の改革となるかのような政府の姿勢は余りにも安易であり、無責任であると言わざるを得ません。公社は、現在、従業員三十三万人、純資産四兆六千億円という巨大組織であり、これがそっくり新会社へ移行すれば、史上最大の超マンモス企業となることは言うまでもありません。たとえ新事業法によって競争原理を導入したとしても、依然として独占状態が続くのではないかと思われるのであります。巨大独占の状態が今後も続けば、それに安住し、経営の効率化を損なうおそれがあり、改革の趣旨に反することになります。したがって、具体的な合理化、効率化のビジョンをまず明示していただきたいのであります。

昭和五十九年五月十日 衆議院会議録第二十四号

についてどう考えられているのか、あわせて明確な答弁を求めるものであります。

さらに、法案では、新会社の事業範囲を国内電気通信事業と附帯事業その他目的を達成する事業とされているだけで、今後どのような事業を行うのか不明確であります。巨大な資本力と技術的背景に、新電電公社が通信関連機器の製造及び販売事業等に参入すれば、既存の民間業者を圧迫するおそれが大であると考えられますが、新会社もしくは子会社による新たな事業進出及び投資活動をどう考えておられるのか、お伺いいたします。

また、第二種電気通信事業の外資規制が外されたことよって、AT&T、IBMなど米国の巨大資本が我が国の民間企業を圧迫するのではないかと懸念が持たれているのであります。この点について政府のお考えをお尋ねするものであります。

第四に、電電公社の株式会社移行に伴う株式公開に關連してお伺いいたします。

まず、四兆六千億円の純資産を持つ新電電の株式公開は、証券、金融市場への多大な影響を与えらると思っております。株式売却による影響についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。また、新電電の株式売却による利益はどのように扱われるのか、あわせてお伺いしたいのであります。

今回の公社民営化には、株式の取り扱い、金融投資、資材調達等において巨額な利権が生まれ、将来懸念の温床となることも想像されるのであります。公社の資産は長年にわたり蓄積された国民の貴重な財産でもあり、これをいやくも一部の者によって利権化させることは、断じてあってはなりません。このような懸念に対する総理の明確な御所見を伺っておきたいのであります。高度情報社会における電気通信事業の果たす役割は、単に情報の伝達だけではなく、社会の先導的役割を果たすものと考えられます。その意味で、今後の電気通信政策のあり方が日本の将来の発展を左右するものと言っても過言ではございません。

日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明に対する小谷輝二君の質疑

右するものと言っても過言ではございません。

私は、最後に、再度電気通信政策の大改革は慎重の上にも慎重を期さなければならぬことをここに訴えて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小谷議員にお答えをいたします。〕

まず、新しい電電ができた場合に、市内や過疎地における電話料金の値上げをせざるを得ないような事態が起きないか、社会公共性をないがしろにはしないか、そういう御質問でございます。

新規参入は、これまで供給側が独占をしておりましたために必ずしも十分対応していない新しい需要にきめ細かく対応する形で生じてくるものと考えられますから、新規参入が生じてきても、そのことによって既存事業者のシェアを奪うという方向よりも、むしろ新規の需要を積極的に掘り起こす、そういう形によって、大都市、地方を問わず利用がふえ、電気通信全体が高度情報社会の基盤として発展していくものと考えられます。したがって、新規参入を認めることが、市内や過疎地における電話料金に直ちに影響するものとは考えられません。また、電電公社が行っている福祉、災害対策等の電話サービスについては、新電電公社がそのまま承継することとしておりますので、御指摘のような懸念はないものと考えております。

次に、競争会社が出現しない場合が考えられるか、そのような場合にはどういふ影響があるか等の御質問がございました。また、独占による弊害を回避するために分割等の対策も考えなくてはならないと思いがいかん、こういう趣旨の御質問でございます。

ただいままでに申し上げましたように、新規参入というものは、これまで独占体制にあった関係から必ずしも需要に対してきめ細かい、そして多様性を持った要望にこたえられないという、そういうおそれがあったのであります。新会社は、競争会社の出現によりまして合理化への強い刺激を受けることになりまし、企業性を十分發揮していかざるを得ないという形になりまして、効率化していくものと考えます。そういう意味におきましても、当面独占による弊害がそれによって生じるとは考えておりません。したがって、分割問題は当面慎重に行うべきものであると考えておるわけであります。

次に、高度情報社会に対応して、民営化よりも回線の利用等の自由化を先に図るべきではないかという御質問でございます。

一元的運営体制をとってまいりました点の欠陥について申し上げましたが、通信メディアが次々と実用化されるとともに電気通信に対する国民の需要も高度化され、かつその需要は非常な速度を持って、また非常な多様化を持って迫ってくるものであると考えられます。したがって、単一の事業体ではこれに適切に対応することが困難ではないかと考えられます。回線の利用の自由化を図るといたしまして、単一の事業体による独占的運営のみでは、その事業体の経営の枠内においてのみ自由化にとどまりまして、来るべき高度情報社会に向けて、国民利用者に対して低廉できめ細かい電気通信サービスの周到な提供は困難になるのではないかと考えられます。今回の改革により、新電電公社は一層創意工夫を生かした効率的経営が可能となり、そのメリットが利用者還元されるものと期待されているわけでありまして。

臨調の答申に流れておる三つの理念、すなわち赤字の解消、効率化、時代のニーズへの対応が基本であると思う、電電公社の民営化は、これらの基本理念からは直接当てはまらないではないか、そして、電話の公共性を重視して国民生活向上に重点を置くべきではないかという御質問でございます。

電電公社を今回改革する趣旨は、先ほど申し上げましたように、国民利用者には良質な電気通信サービスを低廉で安定的に供給しようというもので、かつ赤字あるいは効率化あるいは需要、ニ

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明に対する小谷輝二君の質疑 日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明

八〇六

ズに対応する、まさにこういふ点に対する考慮から今回の改革も行われておるものであり、そのこと自体が公共的、公益的使命を果たすゆえんであると考へておるものでございませう。

次に、新電電の株式処分に関する御質問がございました。
この点は、実際新しい会社が出て運営を行う場合には非常に重要な問題であると思っております。これらの問題につきましては、国の重要な資産として、国民全体のためになる処分であるべきであると思っております。したがってこれは、いやしくも利権の対象になるようなことがなく、厳正、公平、かつ慎重に対応していかなければならぬ問題であると考えております。

次に、電気通信に関する長期指針及び高度情報社会の基本認識について御質問がありました。
高度情報社会の形成に向けて、電気通信は情報化の基盤をなすインフラストラクチャとして、社会経済等あらゆる分野において社会先導的役割を果たすと考へております。したがって、電気通信政策の今後の展開が、豊かでゆとりある将来社会を構成する上で重要なかぎを握ることになると考へております。この認識のもとに、電気通信政策を先導的かつ適正に実施していかなければならぬと思ひますし、そのような考へに立って政策指針をつくるべきであると考えております。

〔国務大臣奥田敬和君登壇〕

○国務大臣(奥田敬和君) 小谷議員の御質問に答へる前に、先ほどの鈴木議員の御質問に対する答へに補足させていただきますと思ひます。

特別第二種事業、いわゆるV.A.N.に対する外資規制削除の件についての御質問でございました。

この件について郵政、通産に對立があつたじゃないかという御指摘でございましたけれども、外資規制排除に関しては郵政、通産両省には基本的に格別な對立はなかつたものでございませう。また、この件につきましても米國から、マンズ

フィールド大使のお名前を出されて特別な圧力というふうにお聞き取りしたわけでありませうけれども、そういうことはございませぬ。ただ、内外無差別とすることについては、できればそういう方向でやつてもらえないかという要望はあつた、それだけの話でございませう。あくまでも内外無差別によつて、新しい競争原理の導入によりまして切磋琢磨することが、最終的なニューザーである国民にとつて最も適切な方法であると自主的に判断したということでございます。

なお、小谷議員の御質問にお答へをいたします。
まず、電通審答申のように早く電気通信システムの高度化に関する長期指針を示すべきではないかという御指摘でございました。

確かに御指摘のとおりでございます。國がこの長期指針をできるだけ早く制定をいたしまして、電気通信システムの高度化を円滑に達成するように努力する必要があると考えております。

なお、新電電の独占の狀態の継続は、経営の効率化を損なつて改革の趣旨に反するといふ御指摘でございませうけれども、私たちは、今回の改革は、電気通信の新しい進展に對処いたしました。今日まで独占的に運営されてきた電気通信分野に新しい競争原理を導入させて、公社を改組して民営化を図らうとする一大改革でございませう。これによつて新会社が一層創意工夫を生かし、弾力的かつ効率的な運営が可能といたしまして、有効な競争原理を通じて、國民にその利益とサービスを還元してもらいたいという願ひを込めての改革であることを御理解願ひたいわけでございます。

なお、データ通信に関して、サービス部門を分離すべきではないかという御指摘でございました。
私は、基本的にはそういった規模の適正化、公正な競争原理の整備という面から考へますと、それに持つていくことが一つの有効な方策であると思ひておられます。しかしながら、直ちに分離とい

うことにつきましては、現在の利用者に対する影響、事業体と与える影響、これに従事している一万人に近い職員の方々のことを考へながら、現実的な処理をしながら考へてまいらうという必要があると思ひておられます。したがって、当面現在の体制で新会社で行く、データ部分を分離しない、しかし、自後そういう体制に持つていくのが適切であらうという方向だけは、私もそのとおりで思ひておられます。

次に、新会社の製造部門への参入は民間圧迫、新会社の新たな形の問題になるのじゃないかという御質問でございました。

私は、新電電会社の事業範囲は、御指摘の通信機器の製造事業等への進出は、この新会社の設立の趣旨、民間市場の成熟度から考へた場合に、慎重に對処すべきものであると考へます。私は、通信機器の購入者が製造部門にみずから進出することに對しては、経営の効率的な運営という観点からは問題があると思ひておられます。その程度で御理解願ひたいと思ひます。

株式の公開、売却の影響はどうか、株式の売却益をどう扱うかということでございます。
新電電の株式の売却益の使途についてでございますけれども、現時点におきましては、その使途についてはまだまだもろん決まっております。また、國の一般会計の赤字補てんのために民営化を行うものじゃないかということも明確にする必要があるんじゃないか、これは意見の一つでございます。

電電公社の資産形成の経緯にかんがみまして、株式売却益等の収入は、これからの電気通信技術の研究開発の推進に生かすべきでないか、あるいは電債債券の償還のために使用されるべき筋のものじゃないか等々、いろいろ御意見があることは承知いたしております。郵政省といたしましては、本問題について、このような御意見を踏まえながら引き続き關係の向きと御相談してまいるところでございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に對する御質問は、今の最後の郵政大臣の御答へと重複することにならうかと思ひますが、まず、御案内のように、予算をもつて國會の議決を経た限度数の範囲内で行うこととされておられますが、いずれにいたしましても、売却そのものが行われずには六十年度以降の問題でございませうので、具体的な方法についてはまさに今後の検討課題、このように考へておるわけでありませう。それから、新会社の株式は政府が保有することとされておることからも明らかでございますが、財政当局としてのいわけ筋論として申し上げますが、財政当局としては、その売却収入も一般会計に全額帰属をして、そして財政需要全般におのずから充當されていくべきものであると、そのように認識をいたしておるところでございます。

それから次の問題は、それが行われた場合のいわゆる市場等への影響の問題でございます。時期や規模、こういうものが決まらぬ状況において、市場への影響について確たることを申し上げる段階にはなからうと思ひます。しかし、仮に市場へ売却する場合にも、市場に混乱が生じないような配慮をしなければならぬ、これは當然のことであると思ひます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 西村章三君。

〔西村章三君登壇〕

○西村章三君 宇宙に浮かぶ通信衛星、放送衛星、家庭生活の必需品に化身するコンピュータ、日本列島をくまなく覆う光ファイバー、さまざまな新しい構想や技術、サービスなど、電気通信、情報通信は今大きな変革の時代を迎えております。ニューメディアの出現で生活やビジネスや社会構造はどう変わるのか、産業活動と生活形態を一変させる可能性も出てまいりました。それだけに、電気通信政策の重要性とその適切な運用が強く

く求められております。私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました電電改革三法案に関して質問を行うものであります。

申すまでもなく、今回のいわゆる電電改革三法案は第二臨調の答申に基づくものでありまして、行政改革の一環として位置づけられるものであります。すなわち、日本電信電話公社を民営化してその経営の効率化を図ること、過去、電電公社により独占的に営まれてきた我が国電気通信事業に競争原理を導入して、その活性化を図ろうというものであります。

我が党は、かねてより行政改革には積極的に取り組んでいく所であり、電電公社を民営化して当事者能力を付与することにより、より効率的な経営を行うようにすること、及び電気通信事業に民間企業の参入を認めて国民の多様なサービスを選択できるようにすることには、基本的に賛成の立場を明らかにいたしております。(拍手)

しかしながら、電気通信事業は産業社会を初めとする現代社会のいわば神経系統を担うものであり、国民、企業、国家の利益と安全に密接にかかわるものであります。また、通信省から電気通信省へ移行して電電公社と、一貫して公的な経営形態により築き上げられてきた日本の電気通信のネットワークを民営に移管することや、電気通信事業に民間企業の参入を認めることは、我が国の電気通信政策の歴史的な大転換と言ふべきものであります。したがって、今回のこの改革案が国民に混乱をもたらしことなく、しかも我が国電気通信事業の将来の発展に役立つものとなるのかどうか、極めて慎重に検討する必要があると存じます。

私は、以上のような基本的視点に立って、総理並びに関係各大臣に対し具体的に質問を行ってまいります。

まず第一の問題点は、電電公社の民営化と政府による規制との関係であります。

昭和五十九年五月十日 衆議院会議録第二十四号 日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明に対する西村章三君の質疑

電電公社を民営化する最大の理由は、現行の公社形態を変更することによって当事者能力を付与すると同時に、政府の統制からできるだけ自由になつて効率的な経営を行うためであります。私は、現在の公社制度では、例えば給与総額制によつて企業業績を職員の賃金に自由に反映させることができないなど、予算統制を初めとする政府の規制が強過ぎて公社に当事者能力が与えられておらず、効率的な経営が妨げられていると思ひます。したがって私は、公社の民営化は当事者能力付与のためにもぜひとも必要だと考えますが、今回の電電株式会社法案では、すべての役員を選任及び解任を認可の対象としたり、事業計画の認可が収支予算や資金計画にまで及んでいたり、あるいは包括的監督権の定めが乱用されることにより政府の過剰な統制が会社に対して行われるおそれ強いのではないかと、さらに、事業法における第一種事業者に関する設備や料金の規制のため、電電公社は身動きがとれないのではないかと、これらの点について郵政大臣の考えをお尋ねいたします。

第二の問題点は、電電公社の民営化及び民間企業との競争と公共性の確保との関係であります。公社の民営化は、独立して自由な経営を行わせるためであり、他方では、民営化されるとはいえ、日本の電気通信網の大部分を所有する電電公社には大きな公共的使命が課せられるわけであり、不採算の地域を含む全国への電話業務の提供義務や、直接収益にはつながらない基礎的研究への研究開発投資義務も会社法案には規定され、さらに、事業法における第一種事業者に関する設備や料金の規制も新会社にはかかってくるのであります。

しかも、この新会社は、事業法案のもとでは、民間電気通信事業者との競争状態に置かれるわけでありまして、このような国家的見地からの制約のない民間企業との競争により、電電公社がその公共的な機能を果たせなくなるおそれはないのか、あるいはどのようにしてそれを予防するか。また、例えば東京・大阪間といった収益性の高い区間だけで商売をして、あとは電電公社のネットワークに接続するいわゆるクリムスキミングをする民間業者の出現が当然予想されるのであります。競争政策をとる以上これらの措置はやむを得ないものと考えられるか、あるいは何らかの措置をとるのかどうか。加えて、市内通話料金が赤字のままでは電電公社のクリムスキミングに対する抵抗力はますます弱まると思ひますが、政府はこれらに対してどのように対処しようとするのか。

さらに、公社が一九九〇年を目標にINSを建設しつづけますが、他の民間業者との競争に力を割かれてINS計画が遅延するおそれはないのかどうか。また、国民経済的見地から政府は今後INS計画に何らかの支援を与えるのか、一民営会社の内部計画としてこれを放置するのか。以上の各点について、総理並びに郵政大臣の明確な答弁を求めるものであります。

第三の問題点は、電電公社の株式の処分についてであります。言うまでもなく電電公社の資産は加入者である国民の納めた設備料と公社の事業収益から成り立っております。また、加入者債券の強制によりスムーズな資金調達ができたと、公社の資産形成に大きく寄与していると言えます。このように、国民の寄与によって形成された資産が株式の形で投資家に向けて処分されるわけであり、処分の方法については、国会の議決を受けた限度数の範囲内で処分することができると規定をされているのであります。私は、国民の出資と寄与によって形成された資産の処分に当たっては、少なくとも明瞭な原則に従うべきであつて、例えば当座の収不足を補うために使われたり、その他の恣意的な安易な処分がなされることは絶対にしてはならないと考えます。

か、あるいはどのようにしてそれを予防するか。また、例えば東京・大阪間といった収益性の高い区間だけで商売をして、あとは電電公社のネットワークに接続するいわゆるクリムスキミングをする民間業者の出現が当然予想されるのであります。競争政策をとる以上これらの措置はやむを得ないものと考えられるか、あるいは何らかの措置をとるのかどうか。加えて、市内通話料金が赤字のままでは電電公社のクリムスキミングに対する抵抗力はますます弱まると思ひますが、政府はこれらに対してどのように対処しようとするのか。

さらに、公社が一九九〇年を目標にINSを建設しつづけますが、他の民間業者との競争に力を割かれてINS計画が遅延するおそれはないのかどうか。また、国民経済的見地から政府は今後INS計画に何らかの支援を与えるのか、一民営会社の内部計画としてこれを放置するのか。以上の各点について、総理並びに郵政大臣の明確な答弁を求めるものであります。

第三の問題点は、電電公社の株式の処分についてであります。言うまでもなく電電公社の資産は加入者である国民の納めた設備料と公社の事業収益から成り立っております。また、加入者債券の強制によりスムーズな資金調達ができたと、公社の資産形成に大きく寄与していると言えます。このように、国民の寄与によって形成された資産が株式の形で投資家に向けて処分されるわけであり、処分の方法については、国会の議決を受けた限度数の範囲内で処分することができると規定をされているのであります。私は、国民の出資と寄与によって形成された資産の処分に当たっては、少なくとも明瞭な原則に従うべきであつて、例えば当座の収不足を補うために使われたり、その他の恣意的な安易な処分がなされることは絶対にしてはならないと考えます。

第四の問題点は、事業法案による民間通信事業者の新規参入と競争のあり方が、利用者の利益につながるものになるのかどうかであります。今回の法案で民間業者の新規参入を認め、電気通信事業に競争原理を導入し事業の活性化を図つて、利用者にとって多様なサービスが提供されるようにするためであります。したがって、特に新規参入が多く見込まれる第二種事業者に係る登録制や届け出制及び第一種事業者に係る設備の需給調整が競争制限的に運用されることのないように、及び情報処理業者に規制がかかるものでないよう、利用者が極めて肝要であります。これらの規定の運用方針について、郵政大臣に質問をいたします。

ところで、利用者利益の観点からは、できるだけ自由な競争が必要ではあります。電電通信事業が広範なネットワークを形成し、個人や企業や官庁の秘密にかかわる情報を伝達する事業である以上は、最低限の安全性というべきものは確実に確保されなければなりません。また、地震や事変のような国家や社会の緊急事態における通信の確保も、絶対にこれは必要であります。従来は、電電公社が政府の一員として安全性の確保に努め、非常時のための迂回通信路の建設も行ってまいりました。しかし、今回の事業法案の中では、守秘義務はうたわれていても、民間事業者に対する実効性は不明であり、また緊急通信の優先義務は、第一種事業者について、その契約約款の認可のための必要事項として定められ、担保されているにすぎません。これで果たして通信の安全性や緊急通信の確保が可能なかどうか、郵政大臣の見解を伺

第五の問題点は、電電公社の労働関係の規制がどのような形で行われるかであり、

私は、電電公社が商法上の株式会社になった以上は、当然労働三法の適用だけにすべきであり、特別にスト規制をする立法は全く必要がないと考へます。確かに、電気通信事業の公共性を重視する立場からの規制必要論も一理はありますが、危機的事態については労働関係調整法で十分その対応が得る仕組みになっております。労働関係はむしろ労使の自主的な信頼と努力にゆだねた方が健全な発展が見られると思っております。この点について、総理並びに郵政大臣、労働大臣の見解を伺います。

第六の問題点は、電気通信事業への外資規制をどうするかという問題であります。

事業法案では、第二種事業者に係る外資規制は一切取り扱われませんでした。これは貿易摩擦を抱える我が国にとって国際的な要請であり、やむを得ざる面があるとも言えます。しかし、日本の通信主権を確保するという観点からはなお問題は残るでありまして、貿易摩擦の代償としては他に他にもっと開放すべき分野があると考えますが、この点についてはいかがなものか。

また、このことに関連して、アメリカから通信衛星を購入するという構想が具体化しているようであり、将来の日本の高度情報化社会を支える技術力の涵養という立場から考へて、安易な方法は今後問題を残すと思っております。安易な方法が、いかになものか。以上の点について、総理並びに郵政大臣の見解を伺います。

最後の問題点は、制度の見直し規定についてであります。

電電公社法案には、会社成立の日から五年以内に、事業法案には、施行の日から三年以内に、それぞれ見直しをするものと規定がされており、表面一体であるべき両法案の見直し規定の期間が異なることはおかしいと思つて、なぜなの

か。また、どのような点について見直しを考へておられるか。電電公社法について、仮に競争企業が出現をせずに独占状態が続けば、独占法上の問題が出てきて、それが見直し規定によって分割につながるのか。その際、分割による競争の強化の必要性だけではなく、ネットワークの一元的運営の効率性及び公共性という側面も判断材料になるのかどうか。事業法の見直しは具体的にどの部分を念頭に置いているのか。これらの点について、総理及び郵政大臣の見解を伺いたいと思つて、

以上、重要項目七点に絞つてお伺いをいたしました。が、いずれの問題点も将来の電気通信事業の発展を左右するものであり、この法案の内容と運用いかんがその成否を決すると申し上げても過言ではありません。それだけに総理並びに関係大臣の明確にして責任ある指針と答弁を強く求めて、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君〕 西村議員にお答えをいたします。

電電公社は不採算地域への電話提供義務等の公共的役割が大きい。しかし、国家的見地から制約のない民間企業との競争において電電公社は公共的な機能を果たせなくなるおそれはないかという点、第一の御質問でございます。

電電新会社は、非採算地域と採算地域の双方、すなわち日本全国一円をその営業地域とする巨大事業体であり、経営規模によるスケールメリットを有しております。また、今回の改革は、新会社が一層創意工夫を生かした弾力的かつ効率的経営を可能とするともに、事業者間の有効な競争を通じて事業の効率的運営に対する強い刺激と効果を与えるものであると考へております。これらによりまして、新電電公社は、競争状況の中にあつて、その公共的機能をまた十分に果たし得るものと考へておる次第であります。

次に、電電公社の資産処理の問題でございます。

政府保有株式の処分にあたりましては、一方において国民経済に対する影響を十分考へる必要があると同時に、国の重要な資産として国民全体のために処分をするように厳正公平かつ慎重に、これは検討して行つべきものであると考へております。

次に、電電公社の労働関係の規制の問題であります。新会社の労働関係につきましては、基本的には労使の自主的な信頼と努力にゆだねるべき問題であり、労働三法を適用することといたして、新会社が進行電気通信事業の持つべき重要性にかんがみまして、特に迅速な労使紛争の処理を図るために暫定的に調停手続に特例を設けるようにいたしました。

次に、第二種事業者における外資規制の問題は、日本の通信主権を確保するという点から問題を残さないかという御質問でございますが、第二種電気通信事業者は利用者の多様化する通信需要にきめ細かく対応する事業であり、民間の創意工夫が最大限に生かされる分野であります。我が国企業の有する技術開発力、適応力から見まして、参入してくる外国の企業に席巻されるようなことはなく、むしろ内外無差別の原則のもとで外国企業と競争する方が我が国の第二種電気通信事業の健全な発展に資するものであろう、最終需要者にとつてはまた最も低廉かつ良質なサービスを受けられるものになるであらう、このような考へに立ちまして外資規制を設けないこととしたのであります。

次に、米国からの通信衛星購入問題でございます。

これは、四月二十七日の対外経済対策におきまして、民間企業による外国の通信衛星の購入の道を開くとともに、新電電による通信衛星の購入については、宇宙開発政策との整合性を確保しつつ、新電電の独自の判断による内外からの購入の道を開くことといたしました。これは、衛星の自

主技術開発を進めるとの我が国の方針を一方において堅持しつつ、対外経済政策面での配慮もいたしたものであります。

次に、電電公社法は五年以内、事業法が三年以内、このように期間に差があるというのはいさぐさい差があるのではないかと御質問でございますが、電電公社は、三十万人体制の巨大な組織が急速な技術革新の進展と競争原理の導入といった新たな環境に対応していくのでありまして、一応の状況展開が行われるためにはある程度の時間的要素が必要である、このように考へて五年以内いたしました。他方、電気通信事業法につきましては、多種多様な事業形態が規定される電気通信事業全般を対象としたものであります。とりわけ、第二種電気通信事業におきましては、特にきめ細かい対応が行われる事業体でありまして、参入が容易であるとともに、実態の変化も激しい分野になるものと予想されて、非常にスピードが加速される可能性もござります。このような実態の変化に即応して見直すことが望ましいとの考へのもとに三年以内としたのであります。

〔国務大臣奥田敬和君〕 西村議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、新会社に対する政府の関与は少しきつ過ぎるのではないかと、料金等の統制で動きがとれなくなるのではないかと御指摘でございます。少し詳しく申し上げますけれども、お答えをさせていただきます。

政府の関与は、ほかの類似の特殊会社に対する関与のあり方を配意いたしました。必要最小限にとどめました。そして、会社の弾力的、効率的運営が図れるように配慮したところでござります。

例えば、事業計画について申せば、現在、我が国には七つの特殊会社がございます。しかし、いずれも法律で事業計画は主務大臣の認可事項とす

ることを明定いたしております。したがって、新会社は、事業計画の認可は必要になっておりますけれども、しかし、資金計画及び収支予算については、認可事項として法定いたしております。事業計画認可のみでございます。

役員任免についても、ほかの特許会社には取締役及び監査役任免に加えて、さらに代表取締役の任免についても、二重の認可事項としてチェックいたしております。二重の認可事項でございます。新会社はこのような二重のチェックは行わないことといたしております。

今ほど総理もお答えになりましたように、新会社は、その資産規模、そして三十二万人という従業員数、ほかの特許会社と比較してけたが違うところを勘案すれば、政府の関与がこれに比べますと極めて緩やかであるということをご理解願いたいわけでございます。

また、新会社は、第一種電気通信事業として公益性を確保するという観点から、新規参入事業者とは同一な法律規制を受けることになりましても、今度の電電公社は設備投資につきましても予算制制を受けております。主要な料金についてはもちろん法定されているところに比べますと、今後は、より自由な事業運営が行われるようになるということをご理解願いたしたいわけでございます。

次に、御指摘のように新規参入のクリームスキミングへの対応、これはいかんということでございます。確かに、いわゆる新規参入に伴ってクリームスキミングと申しますか、おいしいところだけを食べられるという新規参入が行われることになると思っております。しかし、これはデメリットの分だけじゃなくて、新規参入によって新しい通信需要が積極的に掘り起こされるということもありません。

また、このことによりまして新電電公社の市内回線網の効率的な利用が図られるということも考えられます。したがって、新規参入によって直

ちにおいしいところだけを食い逃げするような問題は生ずることにはならないのじゃなからうかと思っております。

また、競争原理の導入に伴いまして、新しい会社も一層競争意欲をかき立てまして経営効率の努力をするということも考えられます。したがって、利用者にとっては、競争によって安くてそして良質なサービスというものを自由に選択できるようなことになることは、ユーザーにとっても国民にとっても大きな利益還元だと期待されます。

さらに、電電公社のINS構想について今後どうなるか、電電公社のINS構想を進めるといふ手はずをとっております。そういう中でINS機構の計画に關しましては、これは当然継続されて行われるべきものがございます。新規参入を認められることによってもこれは決して大きな影響は受けない、極端に言えば何ら影響は受けないと思っております。

また、デジタル化あるいは統合化は、国際的動向及び電電新会社の技術の進展等から考えまして、今後ともその方向によってINS構想の流れには影響は受けないと判断をいたしております。また、電電公社の資本金は幾らか、株式の処分はどうするかという御質問でございます。

これにつきましては、先ほど来もたびたびお答えを申し上げましたが、民営化に伴いまして、資本、これはやはり新しく電電公社から受け継ぐ純資産の範囲内あるいはその資産の内容、性格等を十分吟味した上で、将来における配当負担等も勘案をいたしまして適正な規模で決定される必要があると考えられますが、いずれにしてもこれは先ほど申し上げましたように、制度上、設立委員において決めるべきものがございます。現時点においては私からお答えすることは遠慮させていただきます。

なお、株式売却代金の一部、これを電気通信事業の研究開発に回すべきじゃないかという御指摘でございます。

日本電信電話株式会社法案外二案の趣旨説明に対する西村三君の質疑

私は、電電公社の株式代金の使途についていろいろな論議があります。売却益使途についてはまだ決まっております。一般会計の赤字補てんのためにこれは使わなければならないか、それを明定せよという御意見もござります。また、電電公社の資産形成の経緯等にかんがみまして、売却利益を今先生の御指摘になったような我が国の通信技術に関する研究開発あるいは電気通信利用者の利便向上に還元使用すべきであるという御意見もあることはよく承知いたしております。先ほどの答弁とダブルですけれども、郵政省といたしましては、本問題につきましては、そういったただいまの議員の御意見の趣旨をも踏まえ、引き続き関係の向きと相談して検討していくとしております。

次に、第二種事業者の登録制度及び第一種事業者の需給調整が競争を制限しないように配慮すべきだという御指摘でございます。

電気通信事業法は、今ほど申しましたけれども、民間活力の積極的な活用を図っていくという姿勢で競争原理導入を基本としております。したがって、こういった通信の秘密の保護、安全、信頼性の確保、電気通信事業の公共性に基づく規制は必要最小限の範囲内にとどめていく所存でございます。しかもその運用に当たっても、制度の趣旨を踏まえまして、競争制限にならないように十分配慮してまいりたいと思っております。

ただ、議員の御指摘なさいましたように、通信の安全性確保、緊急通信の確保等については十分分らないかという御指摘でございます。

これにつきましては、それらの重要性にかんがみまして、今般の電気通信事業法におきましても、すべての電気通信事業者に守秘義務を課するのと同時に、天災、事変等の非常事態における重要通信の優先的取り扱いの義務を課しております。そして、これらの措置が実効的に担保されるように約款の認可その他行政上の措置を講じ得ることと総則的に担保いたしておりますので、十分確保

できると考えております。

また、電電公社の労働関係につきましまして、スト規制立法は不必要と考えるがどうかということでございます。

労働大臣からお答えがあると思いますが、私にも御質問でございますので、この労働関係についてお答えを申し上げます。先ほど来、総理、労働大臣から御答弁がございましたように、新会社の労働関係につきましては、基本的に労使の自主的な信頼と努力にゆだねるべく、労働三法を適用するということといたしております。しかしながら、新会社が行う電気通信事業が、引き続き国民生活、国民経済にとって極めて重要な役割を果たしているにもかんがみまして、特に迅速な労使紛争処理を図るために、労働関係調整法において調停に関する暫定的特例措置を設けようとしておることを御理解願いたいと思っております。所管大臣ですから、少し長くなっても我慢してください。

次に、第二種電気通信事業に係る外資規制についてであります。

我が国企業の有する技術開発力や適応力から見て、外資の参入を認めたとしても我が国の電気通信市場が外国企業に席巻されることはなく、むしろ内外無差別の原則下で外国企業と競争することとが我が国の第二種電気通信事業の健全な発達に資するものであって、このことは最終需要者たるユーザーにとって低廉で良質なサービスの還元を受けられるものであるという考えのもとに、外資制限を設けないこととしたものであります。御理解を賜りたいと思っております。

なお、会社法と事業法の見直し期間の相違はなぜかという重大な御指摘がございました。

これは、先ほど総理の御答弁にもございましたけれども、会社法の見直しは、会社の効率的な経営のあり方、適正な経営規模等について行うものでございます。したがって、三十万人体制の巨大組織でございます。これらが、技術革新と競争

原理導入といった新しい環境に対応していくためには、相応の期間が必要だという考えのもとに五年以内の見直しをいたしました。他方、通信事業法案に関しましては、いろいろな多種多様な事業形態が想定されます。したがって、これらの事業分野に開しましてはきめ細かく対応することが必要であらうと思っております。それで、実態の変化も含めて非常に激しい競争される分野になっていくと思われましますので、この変化に即応して見直すことが望ましいという考えのもとに三年以内といたしましたことをごさいます。また、分割問題につきましてもその検討の対象になり得るということも含めましてそういった期間が相違したということをお理解いただきたいと思います。

なお、この問題については、有効な競争原理導入につきましては、料金の適正化、サービスの地域格差の防止等いろいろな観点から検討を行いまして、有効な見直しの資料にいたしたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、資本金の問題と株式の問題でございます。資本金の問題につきましては、先ほど郵政大臣から詳しく御説明がございました。何分、今後定款を定める段階で決定されることになりましますので、現段階で確たることを申し上げられない、これに尽きると思っております。

それから、次の株式売却の問題でございますが、御説のとおり、予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内で行うとされておるところでございますが、何分にも六十年度以降の問題でございますので、具体的な方法については今後の検討課題であるという考え方を申し述べるとどまっております。

それから、株式売却収入の問題でございます。これは財政当局側から申しますならば、新会社の株式は政府が保有することになりますならば、売却収入もまた一般会計、そうなるのであれば財政

需要全般に充当されるべきものであるということになるかと思っております。いろいろな御意見がございました。インフラに使ったらどうかとか、あるいは研究開発の問題等がございましたが、いずれにいたしましても、特定財源ということではございませんだけに、予算編成の過程において財政需要全般との同一の土俵の中で議論されるべきものである、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣坂本三十次君登壇〕

○国務大臣(坂本三十次君) 既に総理及び郵政大臣のお答えしたとおりであります。しかし、念には念を入れて、私からも一言御答弁を申し上げます。

西村議員の、民営化後の新会社についてはスト規制は必要なく労使の自主的な信頼と努力にゆだねるべきではないか、基本的には全く同意であります。それがゆえに労働三法を適用して、争議権も新会社には認めてあるわけでありまします。まさに信頼と努力が労使関係の基本であることは申すまでもございませぬ。

ただし、この電気通信事業が非常に国民経済上重要な影響を持つということもこれまた否定できませんし、また、スト禁止の公労法からストを認める労働三法の適用へ労使関係が大きく変化をするというときでもございませぬので、特に迅速な労使紛争の処理を図るための調停手続に暫定的特例を設けたということをごさいますして、御了承を願いたいと思っております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君)

これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君)

午後四時四十分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
- 大蔵大臣 竹下 登君
- 運輸大臣 細田 吉蔵君
- 郵政大臣 奥田 敬和君
- 労働大臣 坂本三十次君
- 国務大臣 岩動 道行君
- 郵政省電気通信政策局長 小山 森也君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
北西太平洋における千九百八十四年の日本のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(理事補欠選任)

一、昨九日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 石橋 一弥君(理事石橋一弥君去る四月二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 上村千一郎君 | 森 美秀君 |
| 衛藤征士郎君 | 宮澤 喜一君 |
| 大西 正男君 | 伊東 正義君 |
| 熊川 次男君 | 櫻内 義雄君 |
| 高島 修君 | 森山 欽司君 |
| 谷垣 禎一君 | 山中 貞則君 |
| 広瀬 秀吉君 | 山本 政弘君 |

外務委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 近藤 元次君 | 浦野 休興君 |
| 宮澤 喜一君 | 奥田 幹生君 |
| 岡田 春夫君 | 岡田 利春君 |
| 玉城 栄一君 | 斎藤 実君 |
| 岡崎万寿秀君 | 津川 武一君 |
| 浦野 休興君 | 近藤 元次君 |
| 奥田 幹生君 | 宮澤 喜一君 |
| 岡田 利春君 | 岡田 春夫君 |
| 斎藤 実君 | 玉城 栄一君 |
| 津川 武一君 | 岡崎万寿秀君 |

大蔵委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 森 美秀君 | 加藤 卓二君 |
| 山中 貞則君 | 東 力君 |
| 坂井 弘一君 | 渡部 一郎君 |
| 安倍 基雄君 | 藤原哲太郎君 |
| 渡部 一郎君 | 坂井 弘一君 |
| 加藤 卓二君 | 森 美秀君 |
| 東 力君 | 山中 貞則君 |
| 藤原哲太郎君 | 安倍 基雄君 |

社会労働委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 森下 元晴君 | 渡辺 秀央君 |
| 田中美智子君 | 小沢 和秋君 |
| 小沢 和秋君 | 田中美智子君 |

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告

農林水産委員

田澤 吉郎君
 齋藤 実君
 玉城 栄一君
 小沢 和秋君
 田中美智子君
 田中 美智子君
 小沢 和秋君

運輸委員

河村 勝君
 辻 第一君
 西村 章三君
 野間 友一君
 河村 勝君
 辻 第一君

建設委員

村山 喜一君
 関 晴正君
 村山 喜一君
 関 晴正君

科学技術委員

伊東 正義君
 櫻内 義雄君
 森山 欽司君
 村山 喜一君
 鍵田忠三郎君
 西山敬次郎君
 増岡 博之君
 関 晴正君

環境委員

中村正三郎君
 山本 政弘君
 馬場 昇君
 田澤 吉郎君
 馬場 昇君
 山本 政弘君

予算委員

大村 襄治君
 齋藤 節君
 森下 元晴君
 坂井 弘一君

補欠

中村正三郎君
 玉城 栄一君
 齋藤 実君

補欠

西村 章三君
 野間 友一君
 河村 勝君

補欠

村山 喜一君
 関 晴正君

補欠

増岡 博之君
 鍵田忠三郎君
 西山敬次郎君
 櫻内 義雄君
 森山 欽司君
 伊東 正義君
 村山 喜一君

補欠

田澤 吉郎君
 馬場 昇君
 山本 政弘君

補欠

森下 元晴君
 坂井 弘一君

木下敬之助君

工藤 晃君
 坂井 弘一君
 安倍 基雄君
 岡崎万寿秀君
 安倍 基雄君
 岡崎万寿秀君

大西 正男君

工藤 晃君
 小杉 隆君
 松田 九郎君
 天野 光晴君
 河野 洋平君
 原 健三郎君
 宮澤 喜一君

上村千一郎君

山中 貞則君
 上村千一郎君
 山中 貞則君

宮澤 喜一君

原田昇左右君
 原田昇左右君

山中 貞則君

与謝野 馨君
 柴田 弘君
 谷 洋一君
 東 力君
 森田 景一君

谷 洋一君

森田 景一君
 東 力君
 与謝野 馨君
 山中 貞則君
 柴田 弘君

河野 洋平君

江田 五月君
 小杉 隆君

補欠

天野 光晴君
 宮澤 喜一君
 河野 洋平君
 原 健三郎君
 大西 正男君
 小杉 隆君
 松田 九郎君
 工藤 晃君

補欠

山中 貞則君
 上村千一郎君

補欠

原田昇左右君
 宮澤 喜一君

補欠

東 力君
 谷 洋一君
 森田 景一君
 与謝野 馨君

補欠

小杉 隆君
 阿部 昭吾君
 河野 洋平君

補欠

小杉 隆君

阿部 昭吾君

奥田 幹生君
 日笠 勝之君
 野間 友一君
 金子原二郎君
 近江巳記夫君
 工藤 晃君

柴田 弘君

森田 景一君
 柴田 弘君
 原 健三郎君
 伊藤 忠治君
 金子原二郎君
 浜西 鉄雄君

中川利三郎君

天野 光晴君
 近江巳記夫君
 中川利三郎君
 阿部 昭吾君
 藤木 洋子君
 渡辺 秀央君
 日笠 勝之君

藤木 洋子君

藤木 洋子君
 中川利三郎君
 阿部 昭吾君
 近江巳記夫君
 日笠 勝之君

渡辺 秀央君

渡辺 秀央君
 日笠 勝之君
 藤木 洋子君
 中川利三郎君
 阿部 昭吾君

日笠 勝之君

日笠 勝之君
 阿部 昭吾君

江田 五月君

江田 五月君

補欠

金子原二郎君
 近江巳記夫君
 工藤 晃君

補欠

柴田 弘君
 森田 景一君

補欠

金子原二郎君
 浜西 鉄雄君
 伊藤 忠治君

補欠

中川利三郎君
 工藤 晃君

補欠

渡辺 秀央君
 日笠 勝之君
 藤木 洋子君
 中川利三郎君
 阿部 昭吾君

補欠

阿部 昭吾君

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案 (安井吉典君外八名提出)
 総合食糧管理法 (安井吉典君外八名提出)
 農民組合法案 (安井吉典君外八名提出)

都市緑化促進法案

都市緑化促進法案
 公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出 第八二号)
 公職選挙法改正に關する調査特別委員会 付託

予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員に付託された

予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員に付託された
 藤原房雄君外二名提出、参都市緑化促進法案 (藤原房雄君外二名提出、参法第九号) (予) 建設委員会 付託

去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである

去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである
 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案
 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の承諾について承認を求めめるの件
 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の統制及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
 一、昨九日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

湖沼環境保全特別措置法案

湖沼環境保全特別措置法案 (岩垂寿喜男君外二名提出)
 一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

給

給

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

朗読を省略した議長長の報告

八二二

北西太平洋における千九百八十四年の日本国の
 され、またの漁獲の手續及び条件に関する議定
 書の締結について承認を求めるの件
 (審判書受領)
 一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員柴田睦夫提出国民の請願権問題に
 関する質問に対する答弁書

国民の請願権問題に関する質問主意書
 右の質問主意書提出する。

昭和五十九年三月三十一日

提出者 柴田 睦夫

衆議院議長 福永 健司殿

国民の請願権問題に関する質問主意書

請願は、専制君主制の時代において、為政者に
 民意を伝達し、権利を救済するための極めて重要
 な手段の一つであった。その後、請願の重要性
 は、国民の参政権の拡大や権利救済制度などの発
 達に伴って次第にうすれてきた。しかし、請願権
 は、今日なお、諸国の憲法において、伝統的な国
 民の参政権的権利として広く保障されている。

我が国においても、主権在民の原則に立つ現行
 憲法が、請願権を侵すことのできない国民の基本
 的人権として保障するとともに、この憲法規定を
 具体的に施行するため、一般法たる請願法が制定
 され、国会法等で国会等に対する請願の手續規定
 が定められている。

ところが、我が国の現行の請願権保障法制とそ
 の実際の運用には、多くの黙視し得ない重大な問
 題がある。国会における請願審査についてみて
 も、委員会、本会議とも会期末に一括して処理す
 るなど、まったく形式化している。政府の各行政
 機関等における請願審査と処理にいたつては、実
 質審査をほとんど行わないばかりか、請願書の受
 理を拒否する行政機関さえあるなど、まさに「無
 法状態」ともいへば驚くべき現状である。

そこで以下、国民の請願権問題に関し、次の事
 項について質問する。

一 請願の相手方たる「官公署」について
 現行請願法(昭和二十二年法律第十三号)は、
 天皇をはじめ各省庁や地方公共団体など、すべ
 ての官公署に請願を提出できる旨を定めてい
 る。この「官公署」には、裁判所や会計検査院は
 もとより、政府関係特殊法人、日本銀行などの
 いわゆる認可法人、地方公社など地方公共団体
 が出資する法人が含まれると理解する(請願法
 が制定された帝国議会において、官公署には公
 共組合等が含まれる旨の政府答弁もある)が、
 政府の解釈はどうか。

二 請願人について
 現行憲法第十六条は、「何人も……請願する
 権利を有し」と定め、請願法は、法人の請願権
 を認める旨の規定を設けている。この「何人」に
 は、国家公務員や地方公務員はもとより、本邦
 に在住又は滞在する外国人も含まれると理解す
 るが、政府の解釈はどうか。

三 請願事項の範囲について
 現行憲法第十六条は、請願事項について「損
 害の救済、公務員の罷免……」と具体的に例示
 している。この例示は、「……その他の事項に
 関し、平穩に請願する権利を有し」とあるよう
 に、限定例示したものではなく、請願事項の範
 囲は、官公署にかかるすべての事項に及ぶと理
 解するが、政府の解釈はどうか。

四 請願書の書式について
 現行請願法は、「請願は、請願者の氏名(法人
 の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は
 居所)を記載し、文書でこれをしなければなら
 ない。(第二条)と定めている。従つて、①請願
 書は、住所と氏名が記載された文書であれば足
 り、書式について特段の規制はなく、捺印など
 も必要でない。②当該文書の表題に「〇〇に関
 する申し入れ」などと記載されたものであつて
 も、その内容が、官公署に対して希望を表明し
 たり、意見を表明するなど、実質的に請願に該
 当するもので住所と氏名が記載された文書であ
 りば請願書として扱わなければならないと理解
 するが、政府の解釈はどうか。

五 請願を受理する窓口の設置と請願担当官の配
 置について
 国会や地方議会に対する請願の手續は、国会
 法や地方自治法等の定めによることとされ、国
 会及び地方議会には、請願課など請願を受理す
 るための窓口が設置され、請願担当官が配置さ
 れている。ところが、一般法たる請願法が適用
 される国の各行政機関や特殊法人では、請願受
 付け窓口を設置し、請願担当官を配置している
 ところはほとんどないといわれている。国の各
 行政機関と特殊法人のうち請願受け付け窓口を設
 置し、かつ、請願担当官を配置しているところ
 はどことどこか。当該窓口の名称は何か。配置
 されている請願担当官はそれぞれ何名か。

六 請願書提出の方法について
 請願の方法については、憲法第十六条が「平
 穩に」しなければならぬ旨を定めているだけ
 で、現行請願法にはなんらの定めもない。従つ
 て、請願書は、「平穩に」という要件さえ遵守す
 ればよく、代理人が提出することもできれば、
 郵送で提出することもできるということになる
 が、政府の解釈はどうか。

七 請願を受理する義務について
 現行請願法は、官公署に請願を受理する義務
 を課している(第五条)。ところが、国の行政機
 関のなかには、国民が郵送してきた請願にかか
 る郵便物の受取りを拒否したり、申入れ文書を
 申入れ者の面前で破り捨てるなどという態度を
 とるものがある。

八 請願の誠実な処理について
 現行請願法は、官公署に請願を「誠実に処理」
 するよう義務付けている(第五条)。この規定
 は、請願者に請願の処理結果を回答する義務ま
 で課したのではないとの解釈が広く行われて
 いるが、少なくとも、関係部局の会議や協議等
 で各請願を個別に実質審査、処理し、なお、請
 願者が求める場合には、請願の処理経過又は結
 果を回答するという意味を含むものと理解でき
 る。また、請願法が制定された帝国議会におい
 て、当時の金澤國務大臣は、各官公署では実質
 的な請願審査を行う、重要な請願については公
 聴会を開くなどして審査をつくす、請願の処理
 結果については事実上回答できるようにしたい
 旨の答弁を行つていた。政府の解釈はどうか。

九 請願に関する細則について
 国会では、国会法に基づく衆・参の各議院規
 則で請願に関する細則を定めている。地方議会
 も、地方自治法に基づく地方議会会議規則で請
 願に関する細則を定めている。ところが、一般
 法たる請願法については施行令が定められてい
 ないうえ、同法の適用を受ける国の各行政機関
 や特殊法人などでは、請願処理規則・要綱など
 の細則さえ定めていないという。請願に関する
 細則を定めている国の行政機関・特殊法人はあ
 るか。あるとすれば、それはどことどこか。

十 地方公共団体における細則について
 地方公共団体でも、そのほとんどが請願条例
 や規則・要綱などの細則を定めていないとい
 う。

1 請願に関する細則を定めている地方公共団
 体はあるか。あるとすれば、それはどことど
 こか。
 2 政府は、地方公共団体に対し、請願に関す
 る細則を定めるよう指導したことがあるか。
 右質問する。

11 請願に関する細則を定めている地方公共団
 体はあるか。あるとすれば、それはどことど
 こか。
 2 政府は、地方公共団体に対し、請願に関す
 る細則を定めるよう指導したことがあるか。
 右質問する。

内閣衆質二〇一第一〇号

昭和五十九年五月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員柴田睦夫君提出国民の請願権問題に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柴田睦夫君提出国民の請願権問
題に関する質問に対する答弁書

一について

請願法(昭和二十二年法律第十三号)の「官公
署」には、国及び地方公共団体の機関のほか、
公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含む
ものと考ええる。

二について

憲法第十六条の「何人」には、国家公務員、地
方公務員及び本邦に在留する外国人も含まれる
ものと考ええる。

三について

憲法第十六条の規定による請願の対象は、一
切の国務又は公務に関する事項に及ぶものと考
える。

四について

氏名及び住所を記載した文書であつて、官公
署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備
えたものは、請願書である旨を明示していない
ものであつても、請願書として扱ふべきものと
考へる。

五及び九について

請願法に適合する請願書が提出された場合に
は、各請願事項の關係部署等においてこれを受
理し、それぞれ誠実に処理してきているところ
である。

なお、行政機関においては、行政相談制度等
を通じて行政にかかわる国民の要望等に応じてお
り、国民の請願権の円滑な行使に資していると
ころである。

六について

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

請願書の提出は代理人によるもの又は郵送に
よるものであつても差し支えないものと考え
る。

七及び八について

請願法に適合する請願書の提出があつた場合
には、同法第五条の定めるとおりこれを受理
し、誠実に処理しなければならぬものと考え
る。

十について

1 おおむね七百程度の地方公共団体におい
て、請願の処理に関する何らかの規則等を制
定していると承知している。

2 政府は、請願の処理に関する規則等の制定
等について地方公共団体に対し特段の指導を
したことはない。

右答弁する。

(書弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員経塚幸夫君
提出栃木県塩谷町に建設中の産業廃棄物処理場
に関する質問に対して、質問事項について検討
する必要がある、これに日時を要するため、昭
和五十九年五月二十三日までに答弁する旨の国
会法第七十五条第二項後段の規定による通知書
を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員和田貞夫君
提出ミネベア株式会社と帝国ダイカスト株式会
社の合併に基づく労使紛争に関する質問に対し
て、質問事項について調査する必要がある、こ
れに日時を要するため、昭和五十九年五月二十
三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二
項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員安井吉典君
提出留萌市沿岸の不発弾処理に関する質問に対
して、質問事項について検討する必要がある、こ
れに日時を要するため、昭和五十九年五月十
六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二
項後段の規定による通知書を受領した。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

日本原子力研究所法の一部を改正する法律
案(昭和三十一年法律第九十
二号)の一部を次のように改正する。
目次中「(第三十八条・第三十九条)」を「(第三十
八条・第三十九条)」に改める。

第一条中「基き」を「基つき」に、「効率的に行い」
を「効率的に行う」とともに、あわせて原子力船の
開発のために必要な研究を行い」に改める。

第四条第四項中「増加するときは」の下に、「予
算で定める金額の範囲内において」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。
(持分の払戻し等の禁止)
第五条の二 研究所は、出資者に対し、その持分
を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権
の目的としてこれを受けることができない。
第六条第一項第七号中「会計」を「財務及び会
計」に改める。

第八条の見出しを「(名称の使用制限)」に改め、
同条中「又はこれに類似する名称」を削る。

第十条中「副理事長一人を、副理事長二人」に、
「七人」を「八人」に改める。

第十一条に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提
出することができる。

第十三条第一項中、「副理事長及び理事」を「及
び副理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改め
る。

第十四条第一号を次のように改める。
一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者
を除く。)

第十四条第二号を削り、同条第三号中「有する
もの」の下に、「海上運送法(昭和二十四年法律第
百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事
業を営む者」を加え、同号を同条第二号とし、同
条第四号を同条第三号とする。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けたとき
は、この限りでない。

第二十二條第一項第二号中「行うこと」の下に
「(原子力船の開発のために必要な研究を行うこと
を含む。)」を加え、同項第八号を同項第十号とし、
同号の前に次の一号を加える。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う
こと。

第二十二條第一項第七号中「第三号」を「第四号」
に改め、同号を同項第八号とし、同項中第四号か
ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に
次の一号を加える。

四 旧日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十
八年法律第百号)第二十三條第一項第二号
の規定により建造された原子力船に関する業
務を行うこと。

第二十二條第二項中「前項第八号」を「前項第十
号」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十三條中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、
「第四号まで及び第八号」を「第五号まで及び第十
号」に改める。

第二十四條を次のように改める。
(業務運営の基準)

第二十四條 第二十二條第一項に掲げる研究所の
業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のもの
は、原子力委員会及び原子力安全委員会の議決
を経て内閣総理大臣が定める原子力船の開発及び
利用に関する基本計画に基づいて行われなけれ
ばならない。

2 次に掲げる研究所の業務は、内閣総理大臣及
び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重して定
める原子力船の開発のために必要な研究に關す

朗読を省略した議長長の報告 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案及び同報告書

る基本計画に基づいて行われなければならない。

- 一 第二十二條第一項第二号に掲げる業務(原子力船の開発のために必要な研究に限る。)
- 二 第二十二條第一項第三号に掲げる業務(船用原子炉に係るものに限る。)

- 三 第二十二條第一項第四号に掲げる業務
- 四 第二十二條第一項第八号に掲げる業務(前各号に掲げる業務に係るものに限る。)
- 五 第二十二條第一項第九号に掲げる業務(前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。)
- 六 第二十二條第一項第十号に掲げる業務(前各号に掲げる業務に関連するものに限る。)

第二十六條中「事業年度開始前に内閣総理大臣」を「当該事業年度の開始前に、主務大臣」に改める。

第二十八條第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「添附し」を「添え」に、「つけなければ」を「付けない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 研究所は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。
- 第二十九條中「研究所に出資した者(以下次条において「出資者」という。))のうち政府以外のものを「政府以外の出資者」に改める。
- 第三十條中「経営上」を「損益計算において」、「うめを」を「理め」に、「積立を」を「積立てを」に、「こえを」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改める。
- 第三十一條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。
- 第三十二條を次のように改める。
- 第三十三條を次のように改める。

(余裕金の運用)

第三十三條 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十四條中「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五條の見出し中「総理府令」を「主務省令」に改め、同条中「基く」を「基づく」に、「総理府令」を「主務省令」に改める。

第三十六條中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十七條第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、この法律を施行するため、「職員をして」を「職員に」に改め、「事業所」の下に「若しくは船舶」を加える。

第三十八條の二中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第三十八條の三とし、第三十八條の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)

第三十八條の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員、顧問及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣(第二十四條第二項に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣)
- 二 第二十四條第一項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣
- 三 第二十四條第二項に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣及び運輸大臣

2 この法律において主務省令は、前項第一号に定める事項に関し、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

第三十九條の見出し中「大蔵大臣との」を削り、同条中「第四十一條第一号において同じ。」を「次項において同じ。」又は「運輸大臣」に改め、同条第一

号中「第六條第二項」の下に、「第二十二條第二項」を加え、同条第三号中「総理府令」を「主務省令」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 第三十三條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十九條第二号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第二十四條第二項の基本計画を定めようとするとき。

第三十九條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第四條第三項、第六條第二項及び第三十條第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣と協議しなければならない。

第四十條中「規定に違反して」を「規定による」に、「検査」を「同項の規定による検査」に、「場合においては」を「場合には」に、「職員を三万円」を「職員は、二十万円に改める。」

第四十一條中「場合においては」を「場合には」に、「職員を三万円」を「職員は、二十万円」に改め、同条第一号中「により内閣総理大臣の」を「の規定により」に改め、同条第二号中「規定による政令」を「政令の規定」に改め、同条第五号中「内閣総理大臣の」を削る。

第四十二條中「一万円」を「十万円」に改める。

とす。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

- 4 第一項の規定により研究所が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれその承継に際し政府及び政府以外の者から研究所に出資されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増額するものとする。
- 5 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、日本原子力研究所法第五條第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上に存在する。
- 6 事業団の解散については、日本原子力船研究開発事業団法昭和三十一年法律第百号第三十七條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 7 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 8 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 9 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
- 10 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。
- 11 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(事業団が昭和五十七年四月一日以降に取得したものに限る。)の

第一條 この法律は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(日本原子力船研究開発事業団の解散等)

第二條 日本原子力船研究開発事業団(以下「事業団」という。)は、この法律の施行の時に對して解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本原子力研究所(以下「研究所」という。)が承継する。

2 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるもの

とす。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

とす。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

とす。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

うち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。
(持分の払戻し)

第三条 研究所に出資した政府以外の者及び前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者は、研究所に対し、附則第一條の政令で定める日(以下この条において「施行日」という。)から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 研究所は、前項の規定による請求があつたときは、改正後の日本原子力研究所法第五條の二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額により払戻しをしなければならぬ。この場合において、研究所は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 研究所に出資した政府以外の者 当該政府以外の者が有する施行日の前日における研究所の純資産額に対する持分に相当する金額
二 前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する施行日の前日における事業団の純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)
(役員任期に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際研究所の理事である者の任期は、改正後の日本原子力研究所法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における改正前の日本原子力研究所法第十三條第一項の規定によるその者の研究所の理事としての残任期間と同一の期間とする。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止)
第五条 日本原子力船研究開発事業団法は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第三項の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船研究開発事業団」を「日本原子力研究所」に改める。
(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「日本原子力船研究開発事業団」の項を削る。
(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中「日本原子力船研究開発事業団」の項を削る。
(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第七号中、「日本原子力船研究開発事業団」を削る。
(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第四十九号の一部を次のように改正する。

第四條第三十号中、「日本原子力船研究開発事業団」を削る。
(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三條の二第一項第六十五号中、「日本原子力船研究開発事業団」の一部を改正する法律案及び同報告書

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案及び同報告書

力船研究開発事業団」を削り、「国際観光振興会」の下に、「日本原子力研究所」を加える。
理由
行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うおととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本原子力研究所(以下「研究所」という。)の設立目的に「原子力船の開発のために必要な研究」を加えること。
2 研究所の役員について、副理事長一人及び理事一人の増員を行うこと。
3 研究所の業務範囲に「原子力船の開発のために必要な研究」及び「原子力船」の「むつ」に関する業務を加えること。
4 研究所の業務のうち、原子力船に係る業務に関しては、内閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重して定める基本計画に基づいて行わなければならないものとする。

5 本法の施行期日は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定めるものとする。
6 日本原子力船研究開発事業団法は廃止するとともに、日本原子力船研究開発事業団は解散し、その権利義務の一切を研究所に承継させるものとする。

7 その他本則の規定及び関係法律について所要の整備を行うこと。
二 議案の可決理由
本案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置として、妥当なものと認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
昭和五十九年五月八日
科学技術委員長 大野 潔
衆議院議長 福永 健司殿

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所に統合するに当たり、政府は、次の事項に關し、特に留意すべきである。
一 原子力船の開発のために必要な研究は、原子力基本法第二條に示された平和目的に限り安全の確保を旨として行うものとし、かつ基礎研究を重視すること。
二 原子力船「むつ」の取り扱いについては、広く関係各方面の意見を聴取するとともに、従来の経緯にも配慮しつつ、国会における審議を踏まえ、国民に論点を明示するよう努め、今後かつてのような事態が生じた場合の責任と影響の重大さを認識の上、早期に公正妥当な結論を得るよう努むこと。
三 統合に伴い日本原子力研究所の原子力に係る諸般の研究成果、経験等が有機的、効果的に活用されるよう、組織、業務運営の方法に配慮すること。
四 日本原子力船研究開発事業団のこれまでの業

せるものとする。

入一五

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

関西国際空港株式会社法案及び同報告書

務運営のあり方等に検討を加え、その業務の円滑な移行及び統合後の職員の処遇について配慮するとともに、日本原子力研究所の全体の研究業務の推進に支障が生じないよう努めること。

関西国際空港株式会社法案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

関西国際空港株式会社法

(会社の目的)

第一条 関西国際空港株式会社は、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

(関西国際空港)

第二条 関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。

(関西国際空港等の設置及び管理)

第三条 関西国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式)

第四条 関西国際空港株式会社(以下「会社」とい

う。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

4 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第五条 会社以外の者は、その商号中に「関西国際空港株式会社」という文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第六条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 関西国際空港の設置及び管理

二 関西国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 関西国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、関西国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理

五 前各号の事業に附帯する事業

六 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を

達成するために必要な事業

2 会社は、前項の事業の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うことができる。

3 会社は、第一項第六号又は前項の事業を行ううとするときは、あらかじめ運輸大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の七倍を超えてはならない。

(一般担保)

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(資金の貸付け)

第十条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第六条第一項第一号から第五号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(利益配当の特例)

第十一条 会社は、毎営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び会社の行う事業の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

第十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対する年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対する年百分の八の割合を超えて利益の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては五割の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。

(国庫納付金)

第十三条 会社は、毎營業年度の決算において計上した利益のうち政令で定める範囲のもの額が、次の各号に掲げる金額を合計した金額を超えるときは、その超える金額を毎營業年度終了後三月以内に国庫に納付するものとする。

- 一 第十一条の政令で定める割合で利益の配当をするために必要な金額に相当する金額
- 二 商法第二百八十八条の規定により積み立てる利益準備金の額
- 三 次条に規定する関西国際空港整備準備金を積み立てる場合には、その金額
- 四 その他利益について政令で定める処分をするために必要な金額

2 前項の規定による国庫納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(関西国際空港整備準備金)

第十四条 会社が関西国際空港の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を関西国際空港整備準備金として積み立てた場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

(國及び地方公共団体の配慮)

第十五条 國及び地方公共団体は、会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認められる人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十六条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎營業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該營業年度の事業計画を運輸大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(社債及び借入金)

第十八条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(重要な財産の譲渡等)

第十九条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第二十条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第二十一条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十二条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十三条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協議)

第二十四条 運輸大臣は、第三条第一項の基本計画を定め、又は第四条第四項、第六条第三項(同条第一項第六号の事業に係るものに限る。)、第十七条、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第二十五条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することは、できないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。
- 二 第六条第三項の規定に違反して、事業を行つたとき。
- 三 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。
- 四 第十八条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。
- 五 第十九条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。
- 六 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 七 第二十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十九条 第五条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号 関西国際空港株式会社法案及び同報告書

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(会社の設立)

第二条 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

第三条 設立委員は、定款を作成して運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 政府は、会社の設立に際し、三十四億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

第五条 設立委員は、附則第三条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

第六条 会社の株式申込証には、商法第七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第七条 商法第六十七条、第八十一条及び第一百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

第八条 この法律の施行の際、現に関西国際空港株式会社という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(名称についての経過措置)

第八条 この法律の施行の際、現に関西国際空港株式会社という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第九条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第十七条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(空港整備法の一部改正)

第十条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「新東京国際空港」の下に「関西国際空港」を加える。

第三条第二項中「新東京国際空港公団」を「新東京国際空港公団が、関西国際空港は関西国際空港株式会社それぞれ」に改める。

第十二条中「新東京国際空港公団」の下に「関西国際空港株式会社」を加える。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第十一条 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「貸付金の償還金」の下に「出資に対する配当金、この会計に帰属する国庫納付金」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の七」を「第五十七条の八」に改める。

第三章第二節中第五十七条の七を第五十七条の八とし、第五十七条の六の次に次の一条を加える。

(関西国際空港整備準備金)

第五十七条の七 関西国際空港株式会社(以下この条において「会社」という。)が、適用事業年度の

において、関西国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額(当該金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額)以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により関西国際空港整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 会社が関西国際空港の用に供するために造成した土地(次項において「関西国際空港用地」という。)の取得価額として政令で定める金額(次号において「累積限度額」という。)の十分の一に相当する金額

二 累積限度額から、当該事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額(その日までに第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、関西国際空港をその事業の用に供した日を含む事業年度から関西国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日(その日が当該返済を完了した日として政令で定める日後である場合には、同日)を含む事業年度までの各事業年度(解散

(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。)をいう。

3 第一項の関西国際空港整備準備金を積み立てている会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された関西国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港整備準備金の金額については、当該最後の事業年度の翌事業年度開始の日における関西国際空港整備準備金の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(当該計算した金額が関西国際空港整備準備金の前事業年度から繰り越された金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 会社が、第一項の関西国際空港整備準備金を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 関西国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合 当該廃止の日における関西国際空港整備準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における関西国際空港整備準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合

において関西国際空港整備準備金の金額を
取り崩した場合、その取り崩した日におけ
る関西国際空港整備準備金の金額のうちそ
の取り崩した金額に相当する金額

5 会社が、第一項の関西国際空港整備準備金
を積み立てている場合において、青色申告書
の提出の承認を取り消され、又は青色申告書
による申告をやる旨の届出書の提出をした
ときは、その承認の取消しの起因となつた事
実のあつた日又はその届出書の提出をした日
(その届出書の提出をした日が青色申告書に
よる申告をやめた事業年度終了の日後である
場合には、同日)における関西国際空港整備
準備金の金額は、政令で定めるところによ
り、その日を含む事業年度から当該事業年度
開始の日以後二年を経過した日の前日を含む
事業年度までの各事業年度の所得の金額の計
算上、益金の額に算入する。この場合におい
ては、当該関西国際空港整備準備金の金額に
ついては、前二項、第七項及び第八項の規定
は、適用しない。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定
を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定
は、第一項の関西国際空港整備準備金を積み
立てている会社が合併した場合について準用
する。この場合において、同条第十三項中
「者でないとき」とあるのは、「者又は第五十
七条の七第四項第一号に規定する関西国際空
港の設置及び管理の事業を営む者でないとき
」と読み替へるものとする。

8 前項において準用する第五十四条第十二項

に規定する合併法人のその合併の日を含む事
業年度における第三項の規定の適用について
は、政令で定める。

第八十二条の次に次の一条を加える。
(関西国際空港株式会社登記の免脱)

第八十二条の二 関西国際空港株式会社及び、関
西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第
号)の施行の日の翌日から昭和六十九

年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる
事項について大蔵省令で定めるところにより
登記を受ける場合には、その登記について
は、登録免許税を課さない。ただし、第一号
に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつ
ては、資本の金額又は増加資本の金額のうち
政府の出資に係る部分以外の部分について
は、この限りでない。

一 株式会社設立又は資本の増加
二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの
用に供する土地(これに隣接する土地でこ
れらの施設と一体となつてその機能を補完
するものを含む。)並びに関西国際空港株式

会社法第六條第一項第二号に規定する航空
保安施設の用に供する土地であることにつ
き運輸大臣が証明したものの所有権の保存
(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十九号の二中「政令
で定めるもの」の下に「及び関西国際空港株式
社が関西国際空港株式会社(昭和五十九年法
律第 号)第六條第一項第一号、第二号又
は第五号に規定する事業の用に供する不動産で

政令で定めるもの」を加える。
第三百四十九條の三に次の一項を加える。

30 関西国際空港株式会社が所有し、かつ、直
接その本来の事業の用に供する固定資産で政
令で定めるものに対して課する固定資産税の
課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当
該固定資産に係る固定資産税の課税標準とな
るべき価格の二分の一の額とする。

第七百一條の三十四第三項第二十七号の次に
次の一号を加える。
二十七の二 関西国際空港株式会社がその本
来の事業の用に供する施設で政令で定める
もの

(運輸省設置法の一部改正)
第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百
五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第六十五号中「及び日本
航空株式会社」を、「日本航空株式会社及び関西
国際空港株式会社」に改める。

理由
最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、
航空輸送の円滑化を図るため、関西国際空港株式
会社を設立し、これに関西国際空港の設置及び管
理等を行わせる必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

関西国際空港株式会社法案(内閣提出)に関
する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における航空輸送需要の増大に
かんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、関西

国際空港株式会社(以下「会社」という。)を設立
し、これに関西国際空港(以下「空港」という。)
の設置及び管理等を行わせることとするもの
で、その主な内容は次のとおりである。

1 会社の目的

会社は、航空輸送の円滑化を図り、もつて
航空の総合的な発達に資するため、空港の設
置及び管理を効率的に行うこと等を目的とす
る株式会社とするものとする。

2 関西国際空港等

(一) 空港は、国際航空路線に必要な公共用飛
行場として、大阪府の地先水面に設置する
ものとするものとする。

(二) 空港及び空港に必要な航空保安施設の設
置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画
に適合するものでなければならないものと
することとする。

3 株式

(一) 政府は、会社の発行済株式の総数の二分
の一以上の株式を保有するものとする。こ
ととする。

(二) 地方公共団体は、自治大臣の承認を受け
て、会社に対して出資することができるも
のとすることとする。

4 事業の範囲

会社は、1の目的を達成するため、次の事
業を営むものとするものとする。

(一) 空港の設置及び管理

(二) 空港に必要な航空保安施設の設置及び管
理

(三) 空港の機能を確保し、又は、空港の利用
者の利便に資するために必要な旅客取扱施

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

関西国際空港株式会社法案及び同報告書 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めるとの件及び同報告書

八二〇

設、店舗等の建設及び管理

四 空港と陸岸との間の連絡橋等の建設及び管理

五 助成等

(一) 社債の発行限度額の特例を設けること、政府による会社の債務の保証、会社に対する無利子貸付けを行うこと等所要の特例措置を講ずるものとする。

(二) 株式に対する利益配当制限を設けるとともに、政府所有株式については後配とするほか、毎營業年度の決算において計上した利益のうち一定の額が利益配当、関西国際空港整備準備金の積立て等に要する金額の合計額を超えるときは、その金額を国庫に納付するものとする。

(三) 会社が関西国際空港整備準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

(四) その他同等の会社に対する人的援助等について所要の規定を設けるものとする。

6 監督等

会社の代表取締役及び監査役の選任等、定款の変更、利益金の処分等の決議、毎營業年度の事業計画に対する運輸大臣の認可等所要

7 罰則

この法律の違反行為等について、所要の罰則規定を設けるものとする。

8 その他

(一) 施行期日及び会社の設立

(1) この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、運輸省設置法の一部改正の規定は、昭和五十九年七月一日から施行するものとする。

(2) 運輸大臣は、設立委員を命じて発起人の職務を行わせる等会社の設立手続について所要の規定を設けるものとする。

(二) 空港整備法の一部改正

空港を空港整備法の第一種空港とするとともに、空港の設置及び管理は、会社が行うものとする。

(三) 租税特別措置法の一部改正

関西国際空港整備準備金の積立金の損金算入特例並びに登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び事業所税に関する税制特別措置を設けるものとする。

(四) その他本法の施行に伴う経過措置を整備するとともに、空港整備特別会計法及び運輸省設置法について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、特殊法人たる関西国際空港株式会社を設立し、これに空港の設置及び管理等を行わせることとする本法案は、航空輸送の円滑化と民間活力を導入した効率的な事業運営を図る措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度特別会計予算において、出資金三千四億円を含め四十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和五十九年五月八日
衆議院議長 福永 健司殿
運輸委員長 福家 俊一

〔別紙〕

関西国際空港株式会社法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

- 一 関西国際空港の建設工事(土砂採取を含む。)に当たっては、事前に十分なる環境影響評価を行い、住民に不安のおきないよう配慮して進めるよう会社を指導すること。
- 二 関西国際空港へのアクセス等地域整備については、関係地方公共団体と協議し、空港と地域

社会の調和が図られるよう十分配慮すること。

三 地方公共団体の会社への出資及び地域整備等については、その財政運営の健全性の確保に配慮すること。

四 会社の役員等の人事については、地元事情に精通した人材など広く適材適所の人材起用に配慮すること。

五 公共性の確保を図るため、環境監視のための体制及び地方公共団体等の意向を会社の経営に反映させるための仕組みを整備するよう会社を指導すること。

右決議する。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めるとの件

右

国会に提出する。

昭和五十九年二月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めるとの件

運輸省設置法第三十九條及び第四十一條並びに第四十二條の規定により、地方運輸局及び海運監理部を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

別紙

名称	位置	管轄区域
北海道運輸局	北海道	北海道
東北運輸局	宮城県	宮城県 福島県 岩手県 青森県
新潟運輸局	新潟県	新潟県 長野県 山形県 秋田県
関東運輸局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県
中部運輸局	愛知県	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 (近畿運輸局の管轄に属するものを除く) 石川県 富山県
近畿運輸局	大阪府	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 福井県 (海軍に關する事務に關する場合作限る) 和歌山県
中国運輸局	広島県	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 (九州運輸局の管轄に属するものを除く)
四国運輸局	香川県	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九州運輸局	福岡県	福岡県 長崎県 山口県のうち下関市、宇部市、小野田市、長門市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡 (海軍に關する事務に關する場合に限る) 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県
神戸海運監理部	神戸市	兵庫県

備考

- この表において、「海軍に關する事務」とは、運輸省設置法第四十条第一項第十号から第五十号まで及び同条第二項第二号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第一項第一号から第九号まで及び同条第二項第一号に掲げる事務をいう。
- 運輸大臣は、地方運輸局の管轄区域の境界付近の区域に關し、特に必要があると認めるときは、管轄区域の特例を定めることができるものとする。

理由

地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び新潟海運監理部並びに陸運局を廃止し、北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸

局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、それぞれ設置する

とともに、神戸市に神戸海運監理部を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出)に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び新潟海運監理部並びに陸運局を廃止し、地方運輸局及び海運監理部を設置しようとする運輸省設置法の改正に伴い、北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、また、神戸市に神戸海運監理部を設置する必要があるもので、これらの設置について地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、臨時行政調査会の最終答申の趣旨にかんがみ、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十九年五月八日

運輸委員長 福家 俊一
衆議院議長 福永 健司殿

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に關し承認を求めめるの件及び同報告書 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができる。

(アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第三条 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第十九条第一項に規定する特別基金に充てるため提出することができる。

(証券取引法の一部改正)

第四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「当該事業年度経過後三箇月以内」の下に「(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ

適当なものとして政令で定める期間内」を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第五条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第七号までに掲げる資本取引」の下に「(同項第七号に掲げる資本取引にあつては、非居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限る。)」を加える。

第二十六条第二項第三号中「法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有関係その他これに準ずる特別の関係を」を「非居住者である個人若しくは法人その他の団体(前項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。))で当該取得をしたものと株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係を」に改める。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第六条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中若しくは本邦人を「本邦人若しくは外国人」に改め、同条第十一号中「第三号」の下に「第四号」を、「受けることができる者」の下に「(第四号の規定により資金の貸

付けを受けることができる者にあつては、外国人に限る。)」を加える。

第四十条中「よるのほか」を「よるほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、日本輸出入銀行は、第十八条に規定する業務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、第三十九条の規定による外貨資金の借入れ又は第三十九条の二の規定による外貨債券の発行により調達した資金に係る業務上の余裕金を、次の方法により、運用することができる。

- 一 外国通貨をもつて表示される預金
- 二 外国通貨をもつて表示される譲渡性預金
- 三 証券の保有
- 三 外国政府又は大蔵大臣が指定する外国法人の発行する有価証券で外国通貨をもつて表示されるものの保有

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第七条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債及び国債整理基金特別会計法(明治三十九年法

律第六号)第五条の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の日前に終了した事業年度に係る同条の規定による改正前の証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書の提出については、なお従前の例による。(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国為替及び外国貿易管理法附則第三条第一項の規定によりされている届出に係る株式等の取得については、なお従前の例による。

(前則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

調和ある対外経済関係の形成を図るため、国際復興開発銀行等に対する出資の額の増額に応ずるための措置を講ずるとともに、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化を行うほか、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、調和ある対外経済関係の形成を図るため、昭和五十八年十月に策定された「総合経済対策」のうち、一括して法律改正を行うことが適当な事項について関係法律の一部を改正しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正
国際復興開発銀行への出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、六億六千二百四十万協定ドル(一協定ドル＝一・二〇六三五ドル)の範囲内において追加出資することができることとする。
なお、右の追加出資額のうち八・七五%を

現金及び国債をもつて払い込むこととされている。

2 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正
国際開発協会への出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において追加出資することができることとする。

なお、右の追加出資は、全額国債をもつて払い込むこととされている。
3 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正
アジア開発銀行への出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、今後同銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において追加出資することができることとする。

なお、昭和五十九年度一般会計予算予算総則第十条第二項で、昭和五十九年度において、アジア開発銀行に出資することができる金額の限度を、三千五百四十二億二千三百五十六万七千円に相当する協定ドル(一協定ドル＝一・二〇六三五ドル)と規定している。
また、右の追加出資額のうち五%を現金及び国債をもつて払い込むこととされている。
4 証券取引法の一部改正
外国会社に係る有価証券報告書の提出期限を、事業年度経過後三か月以内から、公益文

は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内(原則として六か月以内を予定している。)とすることとする。
5 外国為替及び外国貿易管理法の一部改正
(1) 対内不動産投資の自由化
対内不動産投資の届出につき、内容の審査等を要するものを大蔵大臣が定めるものに限ることとする。
(2) 対内直接投資に関する規定の整備
対内直接投資に該当する行為につき、上場会社等の株式の取得者と特別の関係にあるものの規定を整備することとする。
(3) 指定会社制度の廃止
非居住者である個人等による株式取得の特例措置(特定の会社につき非居住者全体の持株比率を規制している指定会社制度)を廃止することとする。
6 日本輸出入銀行法の一部改正
(1) 輸入金融機能の充実
日本輸出入銀行の行り輸入金融の貸付相手方に、新たに外国法人を加えることとする。
(2) 余裕金の運用方法の追加
余裕金の運用は、現行法では、国債の保有、資金運用部への預託、日本銀行への預金に限られているが、新たに外国通貨をもつて表示される預金等を加えることとする。
7 外貨公債の発行に関する法律の一部改正

財政法第四条第一項ただし書等の規定により発行する外貨公債につき、発行地の法令又は慣習によることができることとする等、所要の規定の整備を行うこととする。
8 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、右記4及び5の改正については、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における我が国経済の国際化の進展等にかんがみ、調和ある対外経済関係の形成を図るため、国際復興開発銀行等に対する出資の額の増額に際する措置等を講ずることとする。本案は、適切妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度一般会計予算に、国際復興開発銀行出資に必要な経費として十六億六千五百万円(現金出資分)、アジア開発銀行出資に必要な経費として十七億七千二百万円(現金出資分)が計上されている。
右報告する。
昭和五十九年五月八日

大蔵委員長 瓦 力
衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

調和ある対外経済関係の形成を図るための
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加
盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正
する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の役割と責任が益々
増大する中で、世界経済活性化と南北・東西間
題における調和ある対外経済関係の形成を図る
ため、自主的かつ積極的に努力すること。

二 累積債務の増大など開発途上国の経済が深刻
さを加えている状況にかんがみ、南北問題の打
開・開発途上国の経済と生活水準の向上のため
に、我が国は積極的に貢献するよう努力するこ
と。

三 国際金融問題に適切に対処する上で国際金融
機関の果たすべき役割が重大化していることに
かんがみ、その運営についてもより積極的に貢
献するよう努力すること。

株券等の保管及び振替に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月二十日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 福永 健司殿

株券等の保管及び振替に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 保管振替機関等(第三条―第十三条)

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に
係る株主の権利の行使に関する商法の
特例

第一節 株券の預託及び保管(第十四条―第
二十五条)

第二節 預託株券の振替等(第二十六条―第
二十八条)

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に
関する商法の特例(第二十九条―第
三十五条)

第四節 雑則(第三十六条―第三十八条)

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替
(第三十九条)

第五章 雑則(第四十条・第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、株券その他の有価証券の保
管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他
の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関
等に関し必要な事項を定めるとともに、保管振
替機関が保管する株券その他の有価証券に表示

されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の
権利の行使等に関する商法(明治三十二年法律
第四十八号)の特例を定め、もつてこれらの有
価証券の流通の円滑化に寄与することを目的と
する。

(適用有価証券)

第二条 この法律は、証券取引所に上場されてい
る株券その他の有価証券又は流通状況がこれに
準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指
定したもの(以下「株券等」という。)について適
用する。

2 主務大臣は、前項の指定をしようとするとき
は、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘
案して、これをしなければならない。

第二章 保管振替機関等

(指定)

第三条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備
える者の申請があつた場合において、その者が
次条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管
振替事業」という。)を適正かつ確実に行うこと
ができると認められるときは、この法律の定め
るところにより保管振替事業を行う者として、
指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九
号)第三十四条の規定により設立された法人
であること。

二 申請者が第十二条第一項の規定により指定
を取り消され、その取消の日から起算して

五年を経過していない者でないこと。
三 申請者の役員のうち、禁治産者若しくは
準禁治産者又は破産者で復権を得ないものが
ないこと。

四 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処
せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑
に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなった日から起算して二年
を経過していない者がいないこと。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その
指定した者(以下「保管振替機関」という。)の名
称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しな
ければならない。

3 保管振替機関は、その名称、住所又は事務所
の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければなら
ない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつた
ときは、その旨を官報で公示しなければなら
ない。

(保管振替機関の業務)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるとこ
ろにより、次の各号に掲げる業務を行うものと
する。

一 株券等の保管に関すること。
二 株券等の振替に関すること。

三 その他この法律により保管振替機関が行う
こととされている業務

2 保管振替機関は、主務省令の定めるところにより、その業務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。
(業務規程)

第五條 保管振替機関は、保管振替事業の実施に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、保管振替事業において取り扱う株券等その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

3 保管振替機関は、保管振替事業において取り扱う株券等について当該株券等を発行した者の同意を得なければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が保管振替事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その變更を命ずることができる。
(参加者)

第六條 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

- 一 証券会社
- 二 銀行
- 三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十三項に規定する証券金融会社
- 四 その他株券等に関する取引状況が前三号に

掲げる者の取引状況に準ずる者で主務大臣の指定したもの

2 前項の申出により保管振替機関が口座を開設した者(以下「参加者」という。)は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券等を預託することができる。
(事業計画等)

第七條 保管振替機関は、毎事業年度開始前に

(第三條第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 保管振替機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
(役員を選任及び解任)

第八條 保管振替機関の役員を選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、保管振替機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又はその在任により保管振替機関が第三條第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該保管振替機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第九條 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替事業に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管振替事業に従事する保管振替機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(監督命令)

第十條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)

第十一條 主務大臣は、保管振替事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第十二條 主務大臣は、保管振替機関が次の各号の一に該当するときは、第三條第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 保管振替事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。
- 二 この法律、この法律に基づく命令又は第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。
- 三 第五條第四項、第八條第二項又は第十條の規定による処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三條第一項の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(残務の結了)

第十三條 保管振替機関が解散し、又は前條第一項の規定によりその指定を取り消された場合においては、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替機関が行つた保管振替事業に係る業務を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、その保管振替事業に係る業務の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

す。

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

第一節 株券の預託及び保管

(保管振替機関への預託)

第十四条 参加者は、自己の有する株券のほか、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた株券を預託するには、その承諾を得なければならない。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した株券を保管振替機関に預託することを請求することができる。

3 参加者又は顧客は、質権者として、第一項の規定による預託若しくはその承諾又は第二項の規定による預託の請求をすることができない。

(顧客の株券の預託)

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加者は、その顧客のために口座を開設し、顧客口座簿を備えなければならない。

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 顧客の氏名及び住所
- 二 株式の発行会社(以下「会社」という。)の商号並びに株式の種類及び数
- 三 保管振替機関に預託した顧客の株券の株式

を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

四 その他の主務省令で定める事項

第十六条 参加者は、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託しようとするときは、顧客口座簿に前条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 参加者は、前項の規定による記載をしたときは、遅滞なく、顧客が預託したものである旨を明らかにして保管振替機関に株券を提出しなければならない。ただし、第二十八条の規定による請求に基づき交付をするため、その株券を必要とするときは、この限りでない。

3 参加者は、第一項の規定による記載をした株券については、前項の規定による提出をし、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の株券と分別して保管しなければならない。ただし、第二十三条の規定の適用を妨げない。

4 第一項の規定による記載がされた株券については、その記載の時に、保管振替機関に預託されたものとみなす。

(参加者口座簿)

第十七条 保管振替機関は、参加者口座簿を備えなければならない。

2 保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券(以下「預託株券」と

いう。)につき、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 参加者自己分と顧客預託分の別

二 会社の商号並びに株式の種類及び数

三 参加者自己分を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

四 その他の主務省令で定める事項

(参加者口座簿及び顧客口座簿の記載の変更)
第十八条 保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、参加者口座簿又は顧客口座簿の記載事項につき変更があつたときは、遅滞なくその記載をしなければならない。

(新たに発行された株式に係る株券の預託)

第十九条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く)、会社の合併による株式の発行、株式による配当、商法第二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)があつた場合には、その新たに発行された株式につき、当該株式が発行された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

(保管振替機関による転換請求)
第二十条 保管振替機関は、預託株券が転換株式に係るものであるときは、参加者自己分については参加者の、顧客預託分については顧客の申

出により、その株式の転換の請求をすることができる。

2 顧客は、前項の申出をするには、参加者を経由してしなければならない。

3 前条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

第二十一条 保管振替機関は、参加者が転換株式に係る株券又は転換社債券を提出して、転換により発行される株式に係る株券を預託する旨の申出をしたときは、その株式又は社債の転換の請求をすることができる。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した転換株式に係る株券又は転換社債券につき、前項に規定する申出をすることを請求することができる。

3 参加者は、前項の規定による請求に基づき第一項の申出をするときは、顧客が預託した株券又は社債券である旨を明らかにしてしなければならない。

4 第十九条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

(保管振替機関による新株の引受権の行使)

第二十二条 前条の規定は、参加者が新株引受権証書、新株引受権証券又は新株引受権付社債券及び新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする株券の預託の申出並びにその申出によつてする新株の引受権の行使について準用す

る。

(預託株券の混蔵保管)

第二十三条 預託株券は、参加者又は顧客ごとに分別しないで保管する。

(参加者及び顧客の権利推定)

第二十四条 参加者及び顧客は、参加者口座簿及び顧客口座簿に記載された株式の種類ごとに、その株式の数に応じ、預託株券について共有持分を有するものと推定する。

(補てん義務)

第二十五条 預託株券に不足が生じたときは、保管振替機関及び第十五条第一項の参加者は、連帯してこれを補てんしなければならない。ただし、その不足の責めに任ずべき者に対する求償権の行使を妨げない。

2 前項の参加者は、参加者でなくなった後も、同項の規定による補てんの責任を負う。ただし、参加者でなくなった時から五年を経過したときは、その責任は消滅する。

第二節 預託株券の振替等

(振替請求)

第二十六条 参加者又は顧客は、その口座の株式につき、他の口座への振替を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

2 前項の規定は、預託株券の株式を質権の目的とする場合の振替について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)

の規定は、預託株券の株式につき振替を受けた質権者が他の口座への振替を請求する場合について準用する。

(口座簿の記載の効力)

第二十七条 参加者口座簿又は顧客口座簿に記載された者は、その口座の株式の数に応じた株式の占有者とみなす。

2 参加者口座簿及び顧客口座簿の振替の記載は、その記載に係る株式の数に応じた株式を譲渡し、又は質権の目的とする場合において株券の交付があつたのと同じの効力を有する。

(株券の交付請求)

第二十八条 参加者又は顧客は、いつでも、その口座の株式の数に応じた株券の交付を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

2 前項の規定は、商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十五条第一項の株式会社が発行する同法附則第十六条第一項に規定する一単位に満たない数の株式(以下「単位未満株式」という。)に係る株券については、適用しない。

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の質権者による株券の交付の請求について準用する。

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(保管振替機関の地位)

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に

際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができ、この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。

3 保管振替機関は、保管振替機関名義株式につき、株主名簿の記載及び株券に関してのみ、株主として権利を行使することができる。

(実質株主)

第三十条 預託株券の共有者(以下「実質株主」という。)は、株主の権利の行使については、各自その預託株券の株式の数に応じた株式を有するものとみなす。

2 実質株主は、前条第二項の申出及び同条第三項に規定する権利の行使をすることができ、ただし、会社が株主に対してする通知及び商法第二百六十三条第二項の規定による株主名簿の閲覧又は謄写については、この限りでない。

(実質株主の通知)

第三十一条 保管振替機関は、会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたときは、会社に対し、その期間が始まる時又はその日の実質株主につき、次に掲げる事項又はその変更(株式の発行によ

るものを除く。)を速やかに通知しなければならない。会社が同法第二百八十条ノ四第二項(同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項(同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により一定の日を定めた場合のその日の実質株主についても、同様とする。

一 氏名及び住所
二 前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数

2 保管振替機関は、第二十条若しくは第二十一条の規定による振換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権の行使をするときは、会社に対し、新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を通知しなければならない。

3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならない。この場合においては、参加者は、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を

実質株主として報告しなければならない。

4 保管振替機関は、前条第一項の規定により単位未満株式のみを有するものとみなされる実質株主については、第一項の規定による通知をすることができない。ただし、既に同項又は第二項の規定による通知をした者(その一般承継人を含み、実質株主でなくなった旨の通知をした者を除く。)については、この限りでない。

5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなった旨又は第一項第二号の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。

(実質株主名簿)
第三十二条 会社は、実質株主名簿を本店に備え置かなければならない。

2 保管振替機関名義株式につき、前条第一項の規定による通知を受けたときは、会社は、実質株主名簿に、同項各号に掲げる事項のほか、各実質株主が有するものとみなされる各株式につき同項の規定による通知の年月日を記載しなければならない。

3 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合においては、株主名簿に新たに発行された株式の

株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する同条第一項各号に掲げる事項及び株式取得の年月日を記載し、実質株主名簿に記載した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、同条第一項各号に掲げる事項の変更を実質株主名簿に記載しなければならない。

5 会社は、定款をもつて実質株主名簿について名義書換代理人を置く旨を定めることができ、当該名義書換代理人を置いた場合においては、実質株主名簿を当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

6 実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者は、営業時間内は、いつでも、実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

(実質株主名簿の記載の効力)
第三十三条 預託株券の株式に関しては、実質株主名簿の記載は、株主名簿の記載と同一の効力を有する。

2 会社は、株主名簿に株主として記載された者と実質株主名簿に実質株主として記載された者とが同一の者であると認められるときは、株主の権利の行使に関しては、株主名簿の株式の数と実質株主名簿の株式の数を合算しなければならない。

(単位未満株式の買取請求)

第三十四条 実質株主は、その実質株主名簿に記載のある単位未満株式につき、商法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の規定による請求をすることができる。参加者が第十四条第一項の規定により単位未満株式のみに係る株券を預託した場合(第十九条の規定により預託がされたものとみなされる場合を除く。)にあつては、当該参加者に当該株券を預託した顧客たる実質株主で実質株主名簿に記載のないものについても、同様とする。

2 前項の請求は、参加者及び保管振替機関(実質株主が参加者であるときは、保管振替機関)を経由してしなければならない。

3 第一項の請求がされた場合において、保管振替機関は、株式の数が当該単位未満株式の数に相当する株券を会社に提出しなければならない。ただし、保管振替機関名義株式で株券が発行されていないものの数が当該単位未満株式の数以上であるときは、この限りでない。

(実質株主名簿の株式の数を超える保管振替機関名義株式に関する取扱い)

第三十五条 発行済株式の総数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる株式を有する株主の権利の行使についての規定の適用及び総会の決議については、実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える保管振替機関名義株式の数は、発行済株式の総数に算入しない。

2 実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える数の保管振替機関名義株式で預託株券に係るものに関しては、保管振替機関は、株式の併合、分割若しくは転換、会社の合併又は商法第二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行について、株主として権利を行使することができる。

第四節 雑則

(口座簿の写しの交付請求)
第三十六条 参加者若しくは顧客又はその預託株券の株式の質権者は、保管振替機関又は参加者に対し、利害関係を有する部分に限り、参加者口座簿及び顧客口座簿の写しの交付を請求することができる。

(信託財産表示)
第三十七条 預託株券については、信託は、信託法(大正十一年法律第六十二号)第三条第二項の規定にかかわらず、参加者口座簿又は顧客口座簿に信託財産である旨を記載することにより、第三者に対抗することができる。

(民事執行)
第三十八条 預託株券に関する強制執行、仮差押え及び仮処分執行並びに競売に必要なる事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替
(株券以外の有価証券)
第三十九条 前章の規定(第十九条から第二十二

条まで、第二十八条第二項及び第三節の規定を除く。は、株券以外の有価証券について準用する。

2 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券のうち外国法人の発行する有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使により株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。

3 前二項の規定により準用する場合の技術的調整に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 雜則

(主務省令への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十一条 この法律において、主務大臣は大蔵大臣及び法務大臣とし、主務省令は大蔵省令・法務省令とする。

第六章 罰則

第四十二条 第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金を科する。

第四十五条 保管振替機関の役員又は参加者(その者が法人であるときは、その役員)が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項、第十七条第二項又は第十八条(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第十六条第二項(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

三 第十六条第三項(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

四 正当の理由がなく、第二十六条(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による振替の請求を拒んだとき。

五 正当の理由がなく、第二十八条第一項及び第三項(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による交付の請求を拒んだとき。

六 第二十九条第一項後段の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

七 第三十一条第一項、第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定に違反して、実質株主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 正当の理由がなく、第三十六条(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による参加者口座簿又は顧客口座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の写しを交付したとき。

第四十六条 商法第四百九十八条第一項に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項又は第五項の規定に違反して、実質株主名簿を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項、第三項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定に違反して、実質株主名簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(名義書換代理人に關する経過措置) 2 その会社が発行する株券について第二十一条の規定による指定がされた際現に商法第二百六条第二項に規定する名義書換代理人を置く旨の定めがある会社の定款には、第三十二条第五項に規定する名義書換代理人を置く旨の定めがあるものとみなす。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

株券等の保管及び振替に關する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関等に関し必要な事項を定めるとともに、保管振替機関が保管する株券その他の有価証券に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 適用有価証券

本法の適用有価証券は、証券取引所に上場されている株券その他の有価証券又は流通状

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

株券等の保管及び振替に関する法律案及び同報告書 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)外五件(承諾を求めざるの件)に関する報告書

八三〇

況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定したものとすること。

2 保管振替機関等

(1) 主務大臣は、保管振替機関に対し業務規程、事業計画等の認可を行うとともに、保管振替事業の検査を行う等必要な監督を行うこととする。

(2) 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、証券会社、銀行等のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならないこととする。

3 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(1) 株券の預託及び保管

① 保管振替機関は、預託株券を参加者又は顧客ごとに分別しないで保管するものとする。

② 参加者及び顧客は、参加者口座簿及び顧客口座簿に記載された株式の種類ごとに、その株式の数に応じ、預託株券について共有持分を有するものと推定するものとする。

③ 預託株券に不足が生じたときは、保管振替機関及び顧客口座簿を備える参加者は、連帯してこれを補てんしなければならないこととする。

(2) 預託株券の振替等

参加者若しくは顧客又はその預託株券の株式の質権者は、その口座の株式につき、他の口座への振替を請求することができ、その振替の記載は、預託株券の株式を譲渡し、又は質権の目的とするにつき、株券の交付があつたのと同じの効力があるものとする。

(3) 預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

会社は、実質株主名簿を備え、保管振替機関からの通知等に基づき、預託株券の共有者である実質株主につき、その氏名及び住所、持株数等を記載するものとし、実質株主は、実質株主名簿の記載に基づき、会社に対し、株主として権利を行使することができるものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国証券市場の現状にかんがみ、株券等の保管及び受渡しを抜本的に合理化し、株券等の流通の円滑化を図るための措置を講じようとするもので、時宜に適應する措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十九年五月九日

大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めざるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十六年度一般会計予備費の予算額一、六四二億円のうち、昭和五十七年一月二十六日から同年三月三十日までの間において決定された九八四億七、六八七万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたもので、その内訳は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、生活保護費の不足を補うために必要な経費、退職手当の不足を補うために必要な経費等二十一件である。

なお、同年度一般会計予備費のうち、昭和五十六年五月一日から同年十二月二十五日までの間において決定された四三四億四、四八八万六千円の使用については、第九十六回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めざるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十六年度特別会計予備費の予算総額三兆七、六五一億四、六八七万六千円のうち、昭和五十七年二月二十六日から同年三月三十日までの間において決定された七三七億四、四九五万八千円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定の調整勘定へ繰入れに必要な経費、郵政事業特別会計における退職手当の不足を補うために必要な経費等七特別会計の十件である。

なお、同年度特別会計予備費のうち、昭和五十六年十二月八日から同年十二月十五日までの間において決定された一二億五、〇〇七万三千円の使用については、第九十六回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和五十七年三月三十一日決定された三三三億七、七九〇万三千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費の増額をしたもの一件である。

なお、同年度特別会計予算総則第十一条の経費増額総額のうち、昭和五十六年九月十八日から同年十二月十五日までの間において決定された八五億九、四二五万円の使用については、第九十六回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年五月十日 衆議院会議録第二十四号

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十七年度一般会計予備費の予算額二、三〇〇億円のうち、一、二二五億八四三万一千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費等四十七件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十七年度特別会計予備費の予算総額四兆一、五七四億九、六七六万九千円のうち、一、

三六八億二、九三三万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定の調整勘定へ繰入れに必要な経費、労働保険特別会計雇用勘定の失業給付金の不足を補うために必要な経費等十特別会計の十四件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、七五七億四、六六三万七千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費、国有林野事業特別会計治山勘定の緊急治山事業等に必要な経費の増額等五特別会計の七件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、決算調整資金に関する法律第九条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、昭和五十六年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなつた額、二兆四、九四八億九九五万円を同法第七条の規定により補てんするため、昭和五十七年七月十九日、これに相当する額を同資金から一般会計の歳入に組入れたものである。

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調整資金に属する現金、二、四二三億一、七二四万円及び同法附則の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金、二兆二、五二四億九、二七一万円である。

二 本件の議決理由

本件の組入れは、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外五件(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する報告書

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

昭和五十六年度一般會計国庫債務負担行為總調書(その2)に関する報告書 電波法の一部を改正する法律案及び同報告書 八三二

右報告する。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十六年度一般會計国庫債務負担行為總調書(その2)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき報告されたもので、同条第二項の規定による昭和五十六年度一般會計国庫債務負担行為限度額一、〇〇〇億円のうち、昭和五十七年三月五日、昭和五十六年発生河川等災害復旧事業費補助一件について一五六億二、七〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

なお、昭和五十六年十二月十五日決定された四億六、〇〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものについては、第九十六回国会において議決済みである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十九年五月九日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

電波法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

六 自動車その他の陸上を移動するものに開設

し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局(無線局相互間の通信を行うものに限る。)又はこれらの無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局(通信を中継するために開設するものを除く。)であつて、次に掲げる者の開設するもの

イ その国内において日本国民が同種の無線局を開設することを認める国の国籍を有する人

ロ その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者

ハ その国内において日本の法人又は団体が同種の無線局を開設することを認める国の法人又は団体

ニ 前項第四号に掲げる法人又は団体であつて、同項第一号から第三号までに掲げる者

でイからハまでに掲げる者でないものがその役員の三分の一以上又は議決権の三分の一以上を占めないもの(同項第一号から第三号までに掲げる者でイからハまでに掲げる者でないものがその代表者であるものを除く。)

第三十四条中「無線電信の主送信設備」を「送信設備」に改める。

第三十五条の二及び第三十六条を削り、第三十六條の二を第三十六條とし、第三十六條の三を第三十六條の二とする。

第三十七条中「第二条」の下に「同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。」を加える。

第六十三条第三項中「第四条第二項」の下に「同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。

第六十五条第一項中「(一)の項に掲げる無線局にあつては五百キロヘルツ」を削り、同項の表の一の項中「及び二千八百八十二キロヘルツ」を「二千八百八十二キロヘルツ及び五百五十六・八メガヘルツ」に改め、同表の一の二の項中「二千八百八十二キロヘルツ」の下に「及び五百五十六・八メガヘルツ」を加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「第三十四条から第三十五条の二まで(義務船舶局の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十六条の二(義務航空機局の条件)」を「第三十

四条及び第三十五条(義務船舶局の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)」に改める。

第三百三条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第三百三条 次の各号に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内で政令で定める額の手数料を国(指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては、当該指定試験機関)に納めなければならない。この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二 第十条の規定による検査を受ける者

三 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。)

四 第三十七条の規定による検定を受ける者

五 技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く。)を申請する者

六 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者

七 第四十一条の規定による免許を申請する者

八 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者

九 第四十八条の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者

十 第四十八条の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者

十一 免許状、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者

十二 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

「及び第六号」を、「掲げる無線局」の下に、「同項第六号に掲げる者の開設するものを除く。」を、「日本国民」の下に「又は日本の法人若しくは団体」を加える。

附則

この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第三百三条の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて我が国内外の国際化の進展にかんがみ外国人等にも陸上を移動する無線局等の免許を与えることがで

きるようにするとともに、電波法関係手数料について上限額の法定規定を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて我が国内外の国際化の進展にかんがみ外国人等にも陸上を移動する無線局等の免許を与えることができるようにするとともに、電波法関係手数料について上限額の法定規定を合理化する等所要の改正を行おうとするものである。あつて、その要旨は次のとおりである。

1 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正関係

(一) 義務船舶局の送信設備の有効到達距離に係る規定を整備すること。

(二) 国際航海に従事する船舶の義務船舶局(郵政省令で定めるものを除く。)について五百キロヘルツ(船舶無線電信局の場合に限る。)及び二千八百八十二キロヘルツの周波数での無休聴守に加え、百五十六・八メガヘルツの周波数での無休聴守をしなければならぬこととする。

2 無線局の免許申請者の欠格事由の緩和関係

陸上を移動する無線局及びこれと通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局については、相互主義を前提として、外国人等にも免許を与えることができる」とともに

に、これらの無線局を開設する者の属する国における日本国民等の無線局に対する取扱いとの均衡を図るため、その免許等に条件若しくは期限を付し又はその運用を制限することができるとすること。

3 電波法関係手数料関係

電波法関係手数料については、実費の範囲内で政令で定める額の手数を納めなければならない」とすること。

4 施行期日

この法律は、昭和五十九年九月一日から施行すること。ただし、電波法関係手数料についての改正規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため所要の規定の整備を行い、あわせて外国人等にも無線局の免許を与えることができるようにするとともに、電波法関係手数料について上限額の法定規定を合理化する等その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同左

藤祐弘君から電波法関係手数料の額について、現行の法定から政令に委任する条項を削除することを内容とする修正案が提出されたが、否決された。
右報告する。
昭和五十九年五月九日

通信委員長 志賀 節
衆議院議長 福永 健可殿

昭和五十九年五月十日 衆議院會議録第二十四号

八三四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 三三三二(六代)

〒 105

定価 一
三〇 円部